

第 2 章

国制史からみたユリア事件 —「アウクトーリタース (auctoritas)」再考—

藤 野 奈津子

目 次

1. はじめに～本稿の課題
2. アウグストゥスとユリア
 1. ユリアの誕生
 2. ユリアの生い立ち
 3. ユリアの成長
3. ユリア事件
 1. ユリア事件の背景
 2. ユリア事件の発生
 3. ユリア事件の処罰
4. おわりに～国制史からみたユリア事件

1. はじめに～本稿の課題

「ヨーロッパ」を法の観点からとらえるなら、ローマへと遡ることになる¹。今日多くの難題を抱えながらも「ヨーロッパ」が単なる地理的概念にとどまらない価値共同体(EU)たることを可能にしている要素のひとつが法であり²、そうした観念、すなわち互いに共通の法の起源を有するとの認識を彼らのあいだにもたらし、関係各国の法制度に今なお少なからず影響を与えているものがローマとその法の存在である。ローマが現在のEUに含まれる地域のほとんどを得て、さらに中東や北アフリカへと至る広大な領域を治める一大帝国となったのが紀元117年頃、Trajanus(トラヤヌス)帝の時代とすれば、そこから遡ること1世紀³、法を含むローマ発展の基盤を築いたのがAugustus(アウグス

1 Zimmermann (2015) 452-80.

2 勝田有恒・山内進・森征一『概説 西洋法制史』(ミネルヴァ書房 2004), 1-8., クヌート・W・ネル(著)村上 淳一(訳)『ヨーロッパ法史入門—権利保護の歴史』(東京大学出版会 1999) 13-15., ピーター・スタイン(著)屋敷二郎・藤本幸二・関良徳(翻訳)『ローマ法とヨーロッパ』(ミネルヴァ書房 2003))

3 2014年は没後2000年の記念とされ、アウグストゥスの人と業績についてあらためて注目された。翌2015年にかけて関連著作の出版も相次ぎ(この動きに対するシニカルな評価についてはCostabile(2012) 255.)。ローマ史にかかわる人物を近時相次いでとりあげたGoldsworthy, A. (2014) もそのひとつ。アウグストゥスの関連著作から近年(1990年代以降を中心に)の代表的なものをあげれば, Raaflaub and Toher (eds.) (1993); Galinsky (1996), (2012); Eck (2002); Galinsky (ed.) (2005); Kienast (2009); Southern (2013); Bleicken (2015) などがある。

4 史料として彼自身関わったとされる *RES GESTAE DIVI AUGUSTI* (『神皇アウグストゥス業績録』=以下 *RG*) について、成立と展開・内容および近代以降の史料状況・学説状況等は島田誠「神アウグストゥスの業績録」(*Res gestae divi Augusti*)の性格と目的』『人文』4 (学習院大学人文科学研究 2005) 105-130. にまとめられ、ここでは主として2005年以降の学説状況について触れたい。現在 *RG* として知られる史料のオリジナルは、歴史叙述等からおそらくローマでマルスの野のアウグストゥス廟前に建てられた記念碑に刻まれていたと推測されるが、この記念碑自体は完全に失われ、現在痕跡を確かめることもできない。しかし、複製と見做されるものがいずれもローマ支配時代に属州ガラティアと呼ばれた現在トルコ共和国内の諸地域から出土し、主として3種の碑文を中心に *RG* の研究は進められてきた。それらのメインとなったものがトルコ共和国の首都アンカラにある「ローマと神アウグストゥスの神殿」の壁面に発見されたラテン語とギリシア語で書かれた金石文 *Monumentum Ancyranum* (「アンキューラ記念碑」: 碑文発見の場所や現在の調査状況等については Botteri and Fangi (2003) 84-88.) で、さらにかつての同属州南西部ピシディア地方の都市アポローニア (Apollonia) から出土したギリシア語訳文の断片と、同じくピシディア地方の都市アンティオキア (Antiochia) から出土したラテン語文の断片とがある。研究の素地は Th. Mommsen が1865年に上記「アンキューラ記念碑」を基に *Res gestae divi Augusti* 第1版を刊行したことによって

トウス)であったといえよう⁴。アウグストゥスの国制・支配の仕組み、いわゆる「ロー

つぐられはじめ、その後 Mommsen 自身が1828年に発見されていた上記「アッポローニア碑文」の成果を加えるかたちで1883年には本書の第2版(Mommsen (1883))を出したことから、長く安定した研究の底本となった。これに1914年と1924年に発見された3つ目の新たな断片、アンティオキア出土のラテン語テキストが研究に加えられていく。アンティオキア出土の碑文内容は発見者のひとり Ramsay により1927年に公表され (Ramsay und Premerstein (Hrsg.) (1927)), Mommsen による推測の一部ははやくも修正された。発見された碑文にアンカラ出土のものとの相違があったことから、はじめにおそらくローマでつくられた碑文がそのまますべてコピーされたのではないと判明する。加えて、近年この断片に関連した新たな発見が Mommsen 版とそれに基づく従来の研究への批判的考察をあらためて促すこととなった。きっかけとなったのは Botteri (2003) 261-68. で、とくに RG 34の文言をめぐって従来さまざまに推測されてきた問題箇所⁵に新たな証拠を提供した。この発見を受け、Drew-Bear et Scheid (2005) 217-60. は、Botteri が指摘した箇所の断片 (frammento Botteri) に基づき、Mommsen にしたがって伝統的に“potitus”と補われてきた文言を“potens”と推定し直し、Scheid (2007) において RG の全体に新たな像を示した (前後して Scheid は関連する論文を数多く著し、Scheid (2007-2008) 621-34. では上記3種の碑文の各々の来歴を推測、さらに Scheid (2010) 107-21. では Weber の分析に時代背景を含めた批判的考察を行っている)。この Scheid によれば、RG 34. 1について Mommsen 版では動詞“potior”の過去分詞“potitus”が補われたため、前後の文脈からアクティウムの海戦とアントニウス・クレオパトラの死により内乱 (bella civilia) が終結する紀元前30年以前の段階ですでにアウグストゥスによる全権掌握、すなわち全領域における正式な支配権力の確立が完了した旨に理解されていたところを、過去分詞に替えて形容詞“potens”を補うことで時制的にも変化し、アウグストゥスの全権掌握は30年以降 (27年までの間) にまで後退するとともに (30年以前には東部地域に支配を確立できていないことと RG の発言はこれで一致する)、当該時期における彼の権力も単に“consensus universorum (『全面的な同意』)”を得た事実上のものに過ぎず、法的な裏付け等を持たない例外権力と考えられることになった。したがって、27年の権力移譲に際して彼が元老院とローマ市民へ返還したのもあくまでこの例外権力であり、後掲註38のとおりこのとき代わって彼には「アウクトーリタース (auctoritas = 『権威』)」が付与される。最後の点について Kearsley (2009) 147-66. は、基本的に Scheid を継承しながら RG の発言をさらに分析し、権力移譲と称号付与との前後関係を考查して「アウグストゥス」の意味を“augur”へ積極的に繋げるなど新たな指摘をする。文言補充の問題については Costabile (2012) 255-97. が動詞の現在分詞“potiens”をより相応しいとするなど議論は依然進行中であり、紀元前27年という重要な時期を知るうえで十分に注意していかなければならない。ここでは碑文に関する問題までを扱い得ず、かつアウグストゥスの RG そのものを考察の中心とはしないことから学説等の現状を示すにとどめ別稿であらためて考えたい (Galinsky (2012) など近年の著書では Scheid の構成が尊重されていることから、本稿でもひとまず RG に関して Scheid (2007) にしたがう)。RG のほかに時代的隔たりはあるものの編年体という記述スタイルと情報に対する一定の信頼性という点から Dio Cassius, *Historiae Romanae* = *Ρωμαϊκή Ιστορία* も中心のひとつとなる。Dio の史料をめぐっては Swan (2004) が詳しく、またその作品の史料的価値等については Reinhold and Swan (1990) 155-73. を参照。本稿では RG と Dio に他の関連史料 (後掲註7) を組み合わせて検討していくこととしたい。

マ元首政 (principatus)』については古くから数多くの議論が重ねられ⁵、とくに19世紀末に Theodor Mommsen (テオドール・モムゼン) の描いた像は20世紀を通じて現在まで、さまざまな批判を受けつつも多くの点においてきわめて大きな影響をわれわれに与え続けてきた⁶。本稿はこの問題に直接取り組もうとするものでは決してない。けれどもアウグストゥスによって創られた新たなローマの一端について明らかとしたい。元首政を語る際のキーワードとされる「アウクトーリタス (auctoritas)」とはいかなるものか、具体的な事件の経緯のなかにみていこうと思う。

紀元前2年、ひとつの事件が首都ローマを騒がせていた。初代ローマ皇帝とも称されるアウグストゥスのひとり娘 Iulia (ユリア) の引き起こした姦通事件である。このときすでにローマでは「姦通 (adulterium)」がひとつの刑事犯罪 (crimen publicum) として確立され、加えて当事者にはユリアをはじめとするローマ上層階層の者が多数含まれていたことから、事件はさまざまな著作を通して現在まで伝えられることとなった⁷。例えば Seneca (セネカ) は “...forum ipsum ac rostra, ex quibus pater legem de adulteriis

5 “Principatus” について差し当たり Gruen (2005) 33-55. に共和政ローマ以来の当該概念の変遷等が端的にまとめられている。

6 Mommsen (1887-88) これを基にわが国では船田享二『羅馬元首政の起源と本質』岩波(1936年)が戦前の京城大学において執筆されている。Linderski (1993) 42-53. は Mommsen 説をとくに Syme (1939) との関係で論じ、また Eder (1993) 71-122. は Mommsen 説に対する批判的研究の系譜を簡潔にまとめる。

7 本件に関連する内容を伝えた史料の主たるものとしては、著作者の年代順に C. Velleius Paterculus (ウエルレイウス: c. 19 B. C. ~ A. D. 31) *Historiae Romanae* (『ローマ(小)史』) 2. 93, 2. 96, 2. 100. L. Annaeus Seneca (小セネカ: c. 4 B. C. ~ A. D. 65) *De brevitate vitae* (『人生の短さについて』) 4. 6; *De Beneficiis* (『善行について』) 6. 32. C. Plinius Secundus (大プリニウス: 23~79 A.D.) *Naturalis Historia* (『博物誌』) 7. 45, 7. 249, 21. 8, 21. 9. C. (L.) Cornelius Tacitus (タキトゥス: c. 56~c. 117 A. D.) *Annales* (『年代記』) 1. 53, 3. 24. 3/5/6/7, 4. 44. 4-71 C. Suetonius Tranquillus (スウェトニウス: c. 69~130 A. D.) *De Vita Caesarum* (『ローマ皇帝伝』) *Augustus* 64. 5; *Tiberius* 7. 10, 11. 4. 50. ほかに前掲註4であげた Dio Cassius (ディオ: c. 155~235 A. D.) 55. 9, 11-16. がある。これらのうちウエルレイウスは事件とほぼ同時代に書かれた史料と見做しうる。小セネカは比較的事件から近いものの、他の著作はいずれも自身以前の何らかの史料を基に記述されたことになろう。そこで、Galinsky (2012) はむしろ別のギリシア人 Nicolaus of Damascus (ニコラウス・ダマスクス) を重視している。これらの歴史家・年代記者・伝記者らは一様に社会的には高い階層に属し、元老院での議事等、当該事件に関連する情報に直接または間接に接近しうる立場にあった。近時の Wardle (2015) は Suetonius の叙述への各論文を研究史に触れつつ行っており、また Seneca について Griffin (2013) の各論文を適宜参考とした。尚、本稿における書名の邦訳はある限り原則として岩波書店に、またとくに断らない場合には引用する原文は *Loeb Classical Library* (Harvard University Press) のシリーズによるものとする。

tulerat, filiae in supra placuisse (父親が姦通に関する法律を提案したまさにあのフォーラムそして演壇が娘〔ユリア〕にとってはその恰好の場となった)”ことを述べる⁸。

こうしてユリア事件の発生と成り行きについて、信ぴょう性を別に措けばわれわれには複数の著作から情報が与えられ、事件への関心も高い。にもかかわらず、史料の性質が影響してか、法や国家制度とのかかわりから当該事件を顧みる試みは意外にも少ない。セネカの発言のとおり、事件がユリアの父そして当時のローマにおけるまぎれもない支配者アウグストゥスが自ら提案し成立させた立法に直接関わり、しかも事案の性質から詳細の伝わることの稀なこの種のケースに関する貴重な事例史料であるならば、法律のなかみを知るうえでも積極的な法的関心が向けられてよいのではないか。もっとも問題の法律についていえば、われわれの手元に比較的多く残された法文史料を通じてテキスト再構成の努力は十分に行われてきたし、一定の理解もすでに成立している⁹。しかしそれでもなお法律には不明の部分が残っている。とくに犯罪の処罰に関して、法律がいったいいかなる罰を

8 Sen. *De Ben.* 6. 32. Seneca のとくに本稿の問題に関して Williams, G. (2006)。

9 法文史料のまとまったものとしては6世紀に東ローマ皇帝ユスティニアヌスが編纂したいわゆる *Corpus Iuris Civilis* (『市民法大全』) 中の *Digesta* (『学説彙纂』=以下 D.) 第48巻第5章: *Ad legem Iuliam de adulteriis coercendis* (姦通の処罰にかんするユリウス法) に関連法文が多数残されている。『学説彙纂』は帝の命を受けた法学者 Tribonianus (トリボニアヌス) らが当時のいわゆる東帝国内における現行法たることを前提に自身より数世紀前の著名な法学者たちの著作からテーマごとに関連する叙述を抜粋 (Digest) 編集してまとめたものである。その際行われたとされる法文の改ざん等 (interpolatio) について20世紀はじめ頃にはさかんに論じられ、代表的な著作に Schulz (1951) があつたが、今日ではとくに明白な場合を除き改ざんを前提とする解釈は一般にとられていない。後述のとおりローマ刑事法の発展は遅く、史料も私法に比べ圧倒的に少ないが、当該立法については法学学習用教材として適切であったためか、あるいはキリスト教化された帝国において依然関心を引くテーマであったためか例外的に多くが採用され残されている。他に3世紀の法学者 Julius Paulus (ユリウス・パウルス) に帰される史料 *Pauli Sententiae* (『パウルス意見集』: パウルス自身の著作ではなく紀元後4世紀頃のものと考えられ、これについては早稲田大学ローマ法研究会編「パウルス意見集」I~IV, 早稲田法学) のとくに第2巻 (『早稲田法学』85巻4号 (2010年) 181-229.) 第26章にも関連する言及が比較的まとまってある。これらを中心に立法内容の研究はかなり進んだ。ただし法律のオリジナルテキストは失われて直接に全体を知り得ず、上記のような関連史料を断片的につなぎ合わせ再構成されたものである。その際われわれとしても史料自体が主として後代の著作からユ帝期に引用されたという二重の時代的影響を免れないことを念頭に置く必要がある。法律に関する近年の研究における単行書として Mette-dittmann (1991); Rizzelli (1997) があり、論文等については拙稿「アウグストゥスの支配と家: *Lex Iulia de adulteriis* における殺害権の考察をてがかりとして」早稲田法学会誌49巻 (1999年) 269-311.; 「アウグストゥスの社会政策—*Lex Iulia de adulteriis* における告発権の検討を通じた—考察— (一) (二・完)」早稲田法学75巻4号 (2000年) 111-48.; 76巻1号 (2000年) 256-86. を差し当たり参照。

姦通および関連犯罪に科したのかという点について法文史料からでは必ずしも明らかとなっていない¹⁰。本稿は従来のこうしたいわば史料の空白部分に関して、ユリア事件についてさまざまに伝える非法文史料を用いて検討してみたい。同時に本稿の問題関心のなかには、事件の経緯にアウグストゥスその人がどうかかわったのかという点が含まれている。詳細はあとに譲るが、事件の背後にセネカの語るアウグストゥスの立法が存在したことは間違いない。けれども実際の事件において果たして法律の規定に則った処理が行われたのであろうか。この疑問を軸に、本稿では前半でアウグストゥスとユリアをより積極的に重ね合わせ、さらに後半ではこの2人の結節点たる事件の展開に「アウクトーリタス」がどう機能したか、共和政から帝政へと転換するアウグストゥス治世下のローマの一端をとらえてみたいと思う。

2. アウグストゥスとユリア

1. ユリアの誕生

そこでまずは両者について関係する限りで振り返っておこう。そもそもここで彼を「アウグストゥス」と呼ぶのは適切ではないかもしれない¹¹。“Augustus(アウグストゥス)”とは紀元前27年に元老院によって彼に与えられた尊称¹²であり、もともとの名は Gaius Octavius(ガイウス¹³・オクタウィウス)、前63年9月23日¹⁴に父 Marcus Octavius(マルクス・オクタウィウス)¹⁵と母 Atia(アティア)¹⁶との間に生まれたとされる。ところが母アティアが Gaius Iulius Caesar(ガイウス・ユリウス・カエサル)の姪にあたり、当時のカエサルには後継と

10 前掲註9の法学者パウルスに帰される著作に次のように刑罰に関する叙述が伝わるが(S. P. 2. 26. 14: “Adulterii convictas mulieres dimidia parte dotis et tertia parte bonorum ac relegatione in insulam placuit cohereri: adulteris vero viris pari in insulam relegatione dimidiam bonorum partem auferri, dummodo in diversas insulas relegentur (姦通罪で有罪となった妻は通常、家資の半分と財産の三分の一〔を没収〕、加えて島へ送られる罰を受けた。一方の姦夫たる男性も同様に島へ送られ、財産の半分以上を没収された。むろん〔両者は〕異なる島々へ送られる”)、当初より刑罰としてこの内容が定められていたかは不明。たとえば Bauman (1967), (1992), (2012) の一連の著作は一貫して罰条の存在を主張するけれども、反対意見は多く、Cohen (2008) 206-17. も後者の説を採用するひとりである。この点については本文で後述する。

11 本稿では煩雑さを避けるため今後とくに問題のない限り「アウグストゥス」の名で表記する。

12 RG 34. 1-2.

13 人名について長音等には原則として配慮せず表記することとした。

14 63年9月22日を誕生日とする説について Galinsky (2012) 3-4. を参照。

なるべき子がなかった¹⁷ことから、近親の男子としてオクタウィウスはカエサルの有力後継者のひとりとして目されていく¹⁸。実際、前44年3月15日と伝わるカエサル暗殺時にも、彼はカエサルと共に対パルティアの戦闘に赴く目的でマケドニアのアッポローニアにいた。そのためカエサルの死後、直ちに遺言を確認することはできず、イタリアにたどり着いてようやく内容の詳細を知り得たのであろう¹⁹。だがこの遺言によってカエサルの養子となった²⁰オクタウィウスは、養父である大叔父の名「ガイウス・ユリウス・カエサル」を受け継ぎ、カエサル家を相続するとともに、やがてユリウス氏族をも任っていく²¹。こうしてガイウス・ユリウス・カエサル・オクタウィアヌス²²は少なくとも3度正式な婚姻をし、前40年

15 アウグストゥスの父ガイウス・オクタウィウスに関し、Galinsky (2012) 5. ; Southern (2013) 3-7. によればオクタウィウス家は元来ローマの中心的な家門ではなく地方都市 Velitrae (現イタリア・ヴェツレトリ) の一家系に過ぎず、父オクタウィウス自身は努力してローマの上級公職のひとつ (praetor) にまで登ったとされる。

16 母アティアの存在は彼にとって非常に大きかったろう。アティア自身がカエサルの姪であることに加え、紀元前59年 (アウグストゥス4歳頃) に夫マルクス・オクタウィウスが42歳ほどで死去すると、ほどなく Lucius Marcius Philippus (ルキウス・マルキウス・フィリップス) と再婚した。マルキウス氏族は名をはせた家門で、ルキウス自身も公職の最高位に就任するなどローマの権力中枢に近かった。アティアの母 Iulia (ユリア) はむろんユリウス氏族員であり、父方 Atius (アティウス) の母 (アティアの祖母) は第1回三頭政治の一人ポンペイウスの姪にあたるなど、アティア周辺には大家門が多く、しかも複雑に関係している。

17 カエサルには (庶子を除き) 3人の妻 (Cornelia Cinna minor・Pompeia Magna・Calpurnia Pisonis) から2人の女子が生まれている。他にクレオパトラとの間に男子 (Caesarion) が誕生するが、これは正式な婚姻関係と認められず、カエサリオンは父カエサルの死に際して遺産等についての法的請求権はないものとされた。カエサリオンは母クレオパトラが自害してのちの紀元前30年に殺害された (17歳頃)。

18 カエサルの後継者としての特別な待遇は随所にみられ、16・7歳頃はやくもローマ市をつかさどる praefectus urbi (首都長官) に就任、前年にはローマの宗教上重要なポストである pontifex (神官団) の一員として迎えられ、さらに magister equitum にも若くして選ばれる (この最後の処遇については Southern (2013) 32-34. など史料的な議論がある)。破格な取り扱いにはカエサルの影響力がうかがわれよう。本文にあるアッポローニアへの従軍も軍功を積ませるべくカエサルの配慮と推測できる。

19 カエサルの遺言の簡単な内容は父母等より伝え聞くも、正式にその内容を彼自身が確認し得たのは首都ローマに到着したのちの前44年5月6日頃のことではないか。

20 Dio 46. 47. 5. オクタウィウスとの養子縁組もこの遺言を通じてなされたと推測されるが、遺言による養子縁組の効力については当時も議論があり、Galinsky (2012) 16-18. は正当性が問題視された可能性を指摘する。ここで行われた自権者 (sui iuris) の養子縁組 (adorogatio) には縁組の両当事者の出席が必要だが、カエサルはすでに死亡して同席は不可能であったため、遺言が要件を満たすかどうか、縁組の成否は争われ得る状況であった。この点をめぐる現在の学説状況について Lindsay (2009) 186-89., 遺言による養子縁組の問題一般についても同じく Lindsay (2009) 79-86. を参照。

の2度目の婚姻²³で妻 Scribonia (スクリボニア) との間に生まれた唯一の実子がユリア²⁴

- 21 アウグストゥスはカエサル²³の遺言により相続人 (heres) として遺産の4分の3を受け取り、残る4分の1についてはカエサルの2人のいとこが取得するとされた (Sue. Cae. 83. 1-2.)。当時の慣習として遺産の大部分を取得したことは彼がカエサル家のいわば当主となることを意味した側面であろう。尚、彼が相続承認しない場合にはアントニウスが補充相続人として指定をされていた (Galinsky (1996) 15.)。
- 22 養子となったのちの名として Gaius Iulius Caesar Octavianus (ガイウス・ユリウス・カエサル・オクタウィアヌス) と表記されることは多いが、これは養子となった者が通常採る方法にしたがい養子縁組前の家名を最後に載せ出自を知らせる仕方に倣ったものである。しかしながらアウグストゥス自身は Octavianus を生前に自身の名として併せて用いることはなかったといわれ (Galinsky (2012) 16.)、おそらく理由は自らの出自である Octavius (オクタウィウス) 氏に比べ、極めて古い伝統と格式を有する名門 Iulius (ユリウス) 氏・Caesar (カエサル) 家の名をつとめて優先したためと推測できよう (Eck (2002) 10.)。ローマ人の名について後掲註24を参照。
- 23 アウグストゥスの最初の婚姻は紀元前43年にアントニウスの継娘 Claudia Pulchra (クラウディア・プルクラ：アントニウスの妻 Fluvia (フルウィア) と前夫 Publius Claudius Pulcher (プブリウス・クラウディウス・プルケル) との間の子) との間で成立した。続く2度目の婚姻のときアウグストゥス自身は23歳、対するスクリボニアは彼より5歳ほど年上で、すでに2度の執政官級の者との婚姻経験があったとされる (夫に P. Cornelius Scipio (プブリウス・コルネリウス・スキピオ) および Gn. Cornelius Lentulus Marcellinus (グナエウス・コルネリウス・レントゥルス・マルケッリヌス) の名が挙げられるも疑問は残る)。スクリボニアは、今やアウグストゥスの養父となったカエサルとともに第1回三頭政治の一角でありながら、やがてカエサルとの抗争に敗れエジプトで暗殺された Gnaeus Pompeius (グナエウス・ポンペイウス) の息子 Sextus Pompeius (セクストゥス・ポンペイウス) の近親にあたる女性 (セクストゥスの妻の父がスクリボニアの兄) で、当時セクストゥス・ポンペイウスは自らをシキリアの支配者と称して周辺海域に大きな海運力を展開していた。シキリアはローマにとって重要な穀物供給地であり、輸送ルートまで併せもったポンペイウスの力を恐れたアウグストゥスにとって、その近親女性との婚姻は、Marcus Antonius (マルクス・アントニウス) および Marcus Aemilius Lepidus (マルクス・アエミリウス・レピドゥス) とのいわゆる第2回三頭政治を安定させるうえでも必要不可欠であった。スクリボニア個人に焦点を当てたものとして Scheid (1975) 349-37. がある。またアウグストゥス自身の婚姻に先立ち、彼の姉2人のうちアウグストゥスより7歳ほど年上と思われる下の姉 Octavia (オクタウィア) が、前婚との間にローマ人が通常設ける慣習的な服喪期間すら置かずアントニウスと婚姻し、紀元前40年頃には女子アントニア (Antonia minor) を産んでいる。後述するアウグストゥス自身の3度目の妻リウィアからは前42年頃に Tiberius (ティベリウス) が誕生し、前38年頃には第2子 Drusus (ドゥルス) が生まれるなど、ユリア (前39年) を中心にアウグストゥスの後継にからむ者たちは相次いでこの時期に出生したことになる。Corbier (1991) 137. など多くが指摘するとおり、ローマ人、とくに元老院を中心とする支配層に属する人々にとって婚姻とはきわめて強い政治的意味をもった。それはやがてポンペイウスの力がそがれ、スクリボニアとの関係維持を必要としなくなったアウグストゥスが離婚に進む過程からもまた読み取ることができよう。

である。

2. ユリアの生い立ち

ローマ人女性についてわれわれが知り得るところは男性に比べ圧倒的に少ない。ローマの女性たち²⁵はその父たる家父の死に際して法定相続によるなら男性兄弟らとともに均分な相続権を有し、そうして家父権を脱したのちは *sui iuris* (自権者) として自ら財産を所有できる立場にあった。その意味では独立した存在たり得、とくに社会上層の女性たちは自ら相当の資産を持ち、幼い頃から教養を身に着けるなどある程度の自由を謳歌したと考えることもできる²⁶。だがそれでも彼女らが歴史に登場するのはあくまで父や兄、さらには夫や息子との関係がほとんどで、副次的な存在であることにかわりはない。そうした状況下であって、比較的にせよ本人に注目が集まるいわゆる皇帝一族の女性のひとりとしてユリアはいた²⁷。

しかしそのユリアについてすら、われわれに伝えられる事からは実際にはさほど多くは

- 24 ローマ人の名は男性の場合、通常① Praenomen = 個人名 ② Nomen = 氏族 (gens) 名 ③ Cognomen = 家 (familia) 名の3つより構成された。最初の個人名にはあまり重要性はなく、Gaius=C. (ガイウス), Lucius=L. (ルキウス), Marcus=M. (マルクス) といった典型的なものなかから選ばれた。皇帝ティベリウスの場合は例外的に個人名で呼ばれ、それは「ティベリウス」が Claudius Nero (クラウディウス・ネロ) の氏族 (あるいは Aemilius 氏族) でのみ使用されるためだろう。男性と比較した場合、女性に確立されたルールがあったとは言い難い。一般的に第2番目の氏族名を女性形にしたものがそのまま名前となるケースが多く、通常はそれのみであらわされた。「ユリア」という名からは彼女が Iulius (ユリウス) 氏族の出自であることが明らかとなる。紀元前44年にカエサルスの遺言により養子となったオクタウィウスがユリウスの氏族員であることから、娘もこの氏族名に由来してユリアと名付けられたものであろう。もっとも、こうした結果、同じ氏族から出た女性らは場合によってすべて同じ名を持つことになるから、通常は大・小の別を付けたり、上・下を付けるなどして呼び分けられる。たとえば Julia Minor (小ユリア=ユリアとアグリッパの娘) など。このとき、母にあたるユリアについては Julia Maior (大ユリア) などと呼ばれる。尚、小ユリアも母と同じく姦通事件を起こし処罰されたが、この事件に関連して Pettinger (2012) はユリアの母スクリボニアとその一族の視点からアウグストゥス以降の権力継承をみている点が興味深い。
- 25 法の観点から女性の地位等について扱ったものとして、Kaser und Knütel (2014) 332-70. などのローマ法一般概説書のほか、比較的近年では Gardner (1991), (1998); Grubbs (2002) などがある。ローマの女性に関する研究には他にも多くの優れた著作があり、それらについてはここにあげた各書および後掲註28の各書の文献一覧を参照。
- 26 財産権は今日的な意味でいえば完全ではない。ローマで女性は財産を自ら所有した (婚姻後も維持) が、管理については *tutela mulieris* (婦女後見) により男系 (agnatio) 親族の介入を受けることとされていた。これはのちに緩和され、子供を複数持つ女性は *ius liberorum* (有子の権) の特権付与で後見を外れるなどが可能となっていった。

ない²⁸。上述のとおり彼女の誕生がアウグストゥスとスクリボニアの婚姻の翌年、おそらく紀元前39年という以外に幼少期の暮らしぶり等を詳しく知ることは難しい。だが、いずれにせよユリアの人生にとって大きな出来事の始まりは、まさしく彼女が生まれたと同時に母スクリボニアが父と離婚し²⁹、翌年には早くも父アウグストゥスが再婚したことであろう。彼の新たな妻となったのは Livia Drusilla (リウィア・ドゥルシラ)³⁰、のちの夫の死に際して「アウグスタ (augusta)」の称号を得る国母ともいえる女性であった³¹。もともとアウグストゥスとリウィアの婚姻には当初支障がなかったわけでは決してない。そもそもアウグストゥスと出会ったときのリウィアはすでに婚姻関係にあった。Tiberius Claudius Nero (ティベリウス・クラウディウス・ネロ)の妻で、第1子を得て³²第2子の

27 ユリアについてはとくに Fantham (2006)、一族の中での彼女の位置づけ等について Wood (1999), 27-74.、事件との関係ではほかに Severy (2011) 180-184. を参照。

28 主として Macrobius *Saturnalia* 2. 5. 1-9.

29 スクリボニアの離婚後、ユリアは母に連れられておそらく父の家を離れたものと推測される。幼少期は母のもとで養育を受け、母は娘ユリアに相当な教育を施したことだろう。その家庭教師の名として Scribonius Aphrodisius (スクリボニウス・アフロディシウス) が史料 (Sue. *de Grammaticis* 19) に伝わる。この家庭教師がスクリボニアと前夫の間に生まれた男子に付けられた可能性も否定はできないが、伝統的に男子の教育はその父の家が執り行ったであろうから、ここで雇われた教師はもっぱらユリアのためとする Fantham (2006) 23. の主張には説得力があるように思う。

30 リウィアの父は App. Claudius Plucher (アッピウス・クラウディウス・プルケル) (養子となつてのちは M. Livius Drusus Claudianus (マルクス・リウィウス・ドゥルスス・クラウディアヌス)) で、彼女自身このきわめて伝統ある家門の一員として生まれた。紀元前44~42年頃にリウィアが成熟年齢になるとおそらくすぐ、夫とは20歳ほど年差があったと想像されるがクラウディウス家のなかで婚姻関係が結ばれたものだろう。だがやがて父はカエサル暗殺者側の人物となり、その後自害した。カエサルを継いだアウグストゥスから逃れるため一時は夫とともにリウィアもローマを離れ各地を転々と暮らしている。Wood (1999) 75-141. リウィア周辺の人物について Pettinger (2012) 219-232.。

31 Tac. *Ann.* 1. 8. Sue. *Aug.* 100, 101; *Tib.* 23. Dio 56. 32-47. Severy (2011) 242.

32 リウィアと最初の夫クラウディウス・ネロとの間の第1子がのちに第2代皇帝となるティベリウスである。リウィアにはまた前夫との間に、アウグストゥスとの婚姻後に生まれたティベリウスの弟にあたるドゥルススがいる。子供たちはそれぞれ紀元前42年頃・38年頃に誕生したと推測されるが、おそらく2人とも実父クラウディウス・ネロのもとで父の死までは養育され、ネロがその死に際して両者の後見にアウグストゥスを頼んだことから (Dio 48. 44. 4.)、死後はアウグストゥスに引き取られて育つたものではないか。尚、ドゥルススは長じてアントニウスとアウグストゥスの姉オクタウィアの娘アントニアと婚姻し (前掲注 23)、その子 Germanicus (ゲルマニクス) はやがてアウグストゥスがティベリウスを養子にする際に併せて後者の養子となることで、最終的にアウグストゥスの血脈を残す役割を期待される (後掲註60)。

懐胎中でもあった彼女を夫に離婚させ、アウグストゥスは再婚する³³。前38年頃のこととされ、婚姻は当時でもかなり物議をかもしたと複数の史料が伝えている³⁴。しかしこの婚姻ののち、アウグストゥスをめぐる状況は全体として好転していく。エジプトではアントニウスがクレオパトラと結んで戦ったものの、前31年のアクティウムの海戦に敗れ、翌30年のアントニウスの死とクレオパトラの自害をもってひとまず対抗勢力は制圧された³⁵。結果、前述のとおりオクタウィアヌスはローマ共和政末期の混乱を克服した成果をもって、おそらく前28年に“princeps (プリンケプス)”としての榮譽を得る³⁶とともに、前27年1月には「アウグストゥス (augustus)」の尊称を元老院より与えられることとなった³⁷。

3. ユリアの成長

称号「アウグストゥス」を得たとき、彼は元老院とローマ市民に“res publica (国家)”を返還したと自ら述べている³⁸。この決断により自身がそれまで有してきた権力を放棄し、代わるものとして“auctoritas (アウクトーリタース)”すなわち「権威」を彼は受け取ったという³⁹。こうして彼が得た「アウクトーリタース」はまさに本稿の問題関心だが、それを問う前に確認しておくべきだろう、27年以降の彼にはいったいどのような立場がふさわしいのだろうか⁴⁰。まず注意すべきは、彼が返還したものがあくまで共和政的伝統に照らして例外的な(ただし必要性から包括的な合意を得たとされる⁴¹)自らのそれまでの力

33 Tac. *Ann.* 1. 3, 10. Suet. *Aug.* 63. 1; *Tib.* 15. 2. Dio 53. 30. 2, 33. 4, 54. 6. 5, 18. 1, 55. 10. 6-10. Vell. 2. 93. 1-2, 102.

34 史料にはアウグストゥスが神官たちに依頼をして自らの婚姻の正当性を確保しようとした様子が伝わる(Tac. *Ann.* 1. 10. 5. Dio 49. 44. 1-2.)。

35 アウグストゥスはクレオパトラを生きたまま捕らえローマへ連れ帰るつもりであったようにも推測されるが定かでない。いずれにせよこの目論見は彼女の自害で達成されず、クレオパトラの死については Horatius *Odes* 1. 37. にも語られている。

36 Scheid (2007-2008) 634. では、紀元前27年以降“me princeps”という表現が頻出するところからアウグストゥス自身がこの表現を好んだと推測し、その意味を探る。

37 RG 34. 1: “In consulatu sexto et septimo, postquam bella civilia exstinxeram, per consensum universorum potens rerum omnium, rem publicam ex mea potestate in senatus populique Romani arbitrium transtuli. Quo pro merito meo senatus consulto Augustus appellatus sum (第6回目と第7回目のコンスル職の年=紀元前27・28年、内戦を終息させた後にはすべての人々の同意に基づきあらゆる事柄を掌握している私であったが、[このとき] 国家を私の権力から元老院とローマ市民のもとへと引き渡した。この私の栄えある行為に報い、元老院議決により私はアウグストゥスと呼ばれるのであった).” 文言再構成の問題については前掲註4を参照。

であり、それらを手放すことでいわば通常の仕組みに戻す、すなわち法と秩序ある伝統社会の回復という限りで共和政を守る姿勢をあくまで示したに過ぎない点である。というのも、こののち再び彼にさまざまな力が、しかも新たなかたちで集中していく様子が見えがえるからである⁴²。

38 RG 34. 1でとくに“rem publicam…transtuli”が何を意味するかについては、近年知られるようになった現大英博物館蔵の紀元前28年に現トルコ共和国エフェesusで鑄造されたとみられるアウレリア金貨(Galinsky (2012) 61-66.)の文言“LEGES ET IURA P (ubulicae) R(ei) RESTITUIT.”との関係が注目されている。コインのフレーズから推測して、国家(res publica)を元老院とローマ市民の手に渡したとのRGの発言は、国家に法律と法を取り戻した、すなわち法と法律に基づく国家を回復したとの主旨にとらえられるのではないか。逆に以前の状況は法や法律によらない実質的な支配の状況であったということに(Dio 53. 1. 1, 2. 5.)。前掲註4を参照。

39 RG 34. 2には“Post id tempus auctoritate omnibus praestiti, potestatis autem nihilo amplius habui quam ceteri qui mihi quoque in magistratu conlegae fuerunt (このとき以来、私は権威においてすべて者に優ったが、しかし公職において私の同僚たる何者かに優位する職権をもつことは決してなかった)”とあり、この箇所でアウグストゥスは一度も“imperium”という文言を用いておらず、一貫して自らの地位を‘potestas’によって説明する点に注意しておきたい。これまでローマの国制・支配構造等の考察はいわゆるイムペリウム論、すなわち公職者が有するimperium(本稿ではこれをラテン原語または「イムペリウム」と表記し、訳す場合には「包括的命権」ないしは「権限」とする)を中心に議論されてきた。それはMommsen以来の強力な伝統だが、近年とくにローマ市内での公職者の権力については、公職それぞれのpotestas(本稿ではこれをラテン原語または「ポタスタス」と表記し、訳す場合には「職権」とする)の問題として考えるべきとの見解が示されてきた。これはMommsen批判の系譜のなかから登場し、早くもHeuss(1944) 57-133.で試みられた考えであったが、Beck, Duplá, Jehne and Polo (eds) (2011) 77-97.にあるとおり、論者によって微妙に異なるニュアンスで概念化されてきた。差し当たりまとめればイムペリウム(imperium)とは本来ローマ市域(pomelium)外で行使される軍事指揮権を本質とし、軍団を先導する公職者に別途付与された軍事に必要なあらゆる面を含むまさに包括的権力であり(Drogula (2015) 56-68.)、逆に元来そうした軍域ではないローマ市内にあるとき公職者はイムペリウムを保持し得ず、したがって市域内での公職は本来的なその職権=ポタスタス(potestas)を行使することで事物を処理した。このような解釈を導くための根拠のひとつにDrogula(2007) 419-52.はアウグストゥス『業績録』から上記の一節をあげ、アウグストゥス期の少なくとも27年段階では未だイムペリウムとポタスタスそれぞれの概念・内容および両者の関係は共和政期と原則として変化がなかったと推論する。

40 紀元前27年から23年そして19年に至るアウグストゥスの権力取得の過程について議論はまだまだ錯綜しており、Southern(2013) 190-227.が指摘するように、およそ結論へ至る(crystal clear)ことはきわめて難しい状況にあるといえよう。したがってここでは現時点での理解の状況を簡潔に述べるにとどめ、別稿であらためて検討したい。

41 前掲註4を参照。

42 Bleicken(2015) 309.によれば23年以降に起きるアウグストゥスによる権力掌握の過程は事実上27年の段階からすでに始まったもので、巧妙に準備された結果だという。

そもそも伝統にしたがえば、いまや「アウグストゥス」＝「偉大なる者」とまで呼ばれる彼にあっても、一定の公職に就任せず権力を得るための仕組みはローマの国政上には存在しない⁴³。そこから当然の選択としてアウグストゥスは紀元前27年より以前にも、そしてこの27年における権力移譲の後にも繰り返し伝統公職の最上位にあたる consul (コンスル＝いわゆる「執政官⁴⁴」) への就任を続けている⁴⁵。けれども一方でこの正式の共和政的公職には同僚制という仕組みや⁴⁶、あるいは地理的・時間的制約⁴⁷という面で必然的な限界が伴った。そうした事態を前にアウグストゥスが次なる一步を進める、おそらくそのひとつの画期が前23年の一連の出来事だとみてよいだろう。前23年、彼は繰り返し就任してきた執政官職を辞し⁴⁸、代わってまずは属州支配にあたる proconsul (前コンスル＝いわゆる「前執政官」) の有するイムペリウム (imperium＝「包括的命令権」) を得た。し

43 ローマの権力のひとつの特徴はその具体的なところにあるだろう。権力はそれ自体として抽象的に存在することはなく、あくまで公職に付随している。権力が公職と一体である限り、ローマではいかなる人物であれ公職に就任してはじめて当該職に相応しい権力を得ることとなり、一方でひとたび職を下りれば必然的にその権限も職権も失い、(現実の政治的な影響力等を別にすれば) 公職者は任期終了によって当然に一ローマ市民となり、無権力状態へと戻る仕組みである。この原理はおそらくアウグストゥスにおいても変わらない。

44 公職者 (magistratus) は決して国家より俸給等を得て働く「官吏」ではない。したがって本来「官」の字には馴染まず、来歴・権限等に関する議論も承知しているが、本稿では便宜上、公職の名について通常の翻訳語を用いてあらわすこととした。

45 アウグストゥスは紀元前43年から前2年まで生涯13度にわたり断続的に執政官職に就いた。うち前31年から23年までは毎年就任。これについて後掲註49を参照。

46 2名の執政官のうちどちらか一方が拒否権 (intercessio; veto) を行使すれば、もう一方の行為は無効となる。RG35のアウグストゥス自身の発言をそのままに受け取れば、彼は執政官職にあるとき同僚のポテスタスを越えることはないから、こうした伝統公職に就く限り彼の権力は必然的に法的制約を受けることになった。

47 共和政の公職は形式的には民会で選挙され原則として1年任期で交代する。地理的な制約については前掲註39を参照。

48 Dio 53. 30. 1. は重病その他の要因を述べて説明するが、これ以降、彼は自らの養子に迎えて後継者に据えるユリアの子供たちの将来を願い紀元前5年に再び執政官となるまでの17年間当該公職に就いていない。これについて、アウグストゥス自身の周辺にも高位公職への就任を望む者は多く、Eck (2002) 58; Gruen (2005) 36. も指摘するとおり、うち1ポストを彼が事実上保持し続けること、さらに同僚ポストも近親者アグリッパやマルケッルスなどで占められることへの不満があったろう。また形式的とはいえ選挙によって選ばれる以上は落選の可能性もゼロではなかった。尚、アウグストゥスが将来を期待した先のユリアの息子のうち兄ガイウスは紀元1年の執政官となるも4年に病死、それより前の紀元2年には弟のルキウスが従軍中に死亡している。

かも彼のイムペリウムは他の属州統治者の権限に優るものであり⁴⁹、加えてその力を生涯にわたって保有し、本来は認められないはずのローマ市域内での当該権限の保持までが可能になったとすれば、アウグストゥスの“imperium (イムペリウム)”とは、伝統公職のそれとはまったく別の仕組みで付与され、かつまたそれまでにはない仕方で行使しうる、まさに彼ひとりに許された特権的なものであった⁵⁰。

49 Dio 53. 32. 5. Eck (2002) 56-58; Galinsky (2012) 73.

50 紀元前27年の国制変革のときすでに属州統治に関して元老院の管轄地域 (provincia senatoria) と、アウグストゥスの管轄地域 (provincia imperiale) とが峻別された。前者に比して後者では治安への不安と軍事活動への必要性が大きくあり、当該地域を統治するための権力をアウグストゥスは必要としていた。その一方で元老院が支配する地域には伝統的な属州長官 (proconsul) が依然として派遣されていたから、これらの者とのあいだでアウグストゥスの優越的地位を確認する必要があった (任期についても単年でなかった) と推測されている。ただしこれを “imperium proconsulare maius (優越的な前執政官イムペリウム)” と認めてよいかは依然議論がある。Eck, W. (2002) 57. は仮に名称どおり彼の権限たるイムペリウム (imperium) が他の前執政官に優先する (maius) なら、当該事実はアウグストゥス自身が RG34 で述べるのと矛盾するからと否定的である。しかし、前掲註39のように、アウグストゥスはあくまで自らが公職にある場合のポテスタス (potestas) が同僚を超えることはない と述べるにとどまり、同箇所ではイムペリウムに言及しない。さらにここでのアウグストゥスは決して公職そのものに就任はせず (その意味で原理的に1年任期である必然性も否定されるが終身かどうかは別に検討が必要)、その権限のみを保持したに過ぎない点を考え併せれば、名称自体は後の時代に与えられたものであるとしても、その名に値する強大な権力を彼が保持した可能性を否定する必要はないのではないかと推測すべきかはっきりしない。Dio 54. 10. 5. は19年にアウグストゥスに対し元老院が imperium consulare (執政官イムペリウム) を付与したと述べ、アウグストゥスは執政官に就任せずとも、そのイムペリウムを象徴する儀仗を携え、元老院で当該公職者の間に座するなど当該公職と同等に扱われたことも伝えている。これについて Eck (2002) 59-60. は、ひとりの人物が同時に2種類の命令権を保持することはないから、このとき付与されたのはあくまで23年の前執政官イムペリウムが単に拡大されたものにとらえる (Bleicken (2015) 320-321. もここでさらに執政官の命令権を加えるのは不要との見方を示す)。よしんばこれが前執政官のイムペリウムであったにせよ、あるいは執政官のそれであったにせよ、本来ローマ市内で軍事指揮権をメインとするイムペリウムは行使し得ないという従来の原則 (前掲註39) が放棄され、アウグストゥスが当該権限を保持したままローマ市へ入る特権を得たとすれば、軍政・民政の区分をなくした彼の権力は特別なものであろう。ローマではそもそも国家制度についてごくわずかなルールを置くのみで、元老院という権威と民会の存在、および行政面を担う一定数の公職によって維持されてきた。関連して言えば、このときアウグストゥスには権限や後述する職権 (imperium/potestas) の入手方法とその行使の仕方等に特例的な扱いがなされているものの、伝統公職の権限や職権の中身には触れられておらず、何らかの新たな定義がそれらに施された形跡もまたない。その意味で共和政的公職と彼らの権限・職権の内容は伝統のまま維持され、アウグストゥスは逆にその共和政的国

さらにこの23年には、アウグストゥスに対して護民官職権 (tribunicia potestas) の保持も認められている⁵¹。それはとりわけ共和政ローマの公職者の伝統に二重の意味で違背する出来事であった。第一に tribunus plebis (いわゆる「護民官」) には、その来歴から plebs (「平民」と訳されることが多い) のみが就任し、アウグストゥスがそれと異なる patrici (「貴族」と訳されることが多い) に属すならば当該職に就くことは本来ありえない⁵²。そうして第二に、この本来的不能からは権力の抽象化の進展が一層明らかとなろう。アウグストゥスは当該公職に就任したわけでは決してない。護民官職そのものには別の人物が就き、彼はただ公職に付随するポテスタス (potestas = 「職権」) だけを抽象的に取り出し保持するという特権を得ているのである。ところで、なぜ彼にはこうしたいずれも特例的な扱いが認められたのだろうか。前述のとおり、前27年に彼が体得した「アウクトーリタース」にはおよそ内実はなかった。そこで、彼のこの権威に相応しいなかみを補う手段として、公職と切り離された独立の権力という新たな仕組みが積極的に利用されたものではないだろうか⁵³。だが反面われわれが注意深くなければならないのは、公職にないアウグストゥスはローマの国制上あくまでも市民のなかのひとりとして (princeps) 留まったという点であろう。彼は常に私人 (privatus) としてのみ存在し、その限りで逆に国制上しぼりのない、共和政ローマが権力をもつ者 (公職) に対し伝統的に課してきた法的制約をすら受けることのない新たな存在となったといい得るのではないだろうか⁵⁴。こうし

制の特質を見極めたうえで一連の例外的取扱いにより徐々に実質的な変容を促したのではないだろうか (Gruen (2005) 37-41; Galinsky (2012) 73.)。

51 Dio 53. 31. 2.

52 おそらくこれを理由に紀元前23年以前には護民官への就任を拒絶したとアウグストゥス自身が RG 35のなかで述べている。ここでは差し当たり伝統的な訳語をつけたが“patrici”および“plebs”の概念等の問題については原田俊彦『ローマ共和政初期立法史論』(敬文堂 2002年)を参照。

53 Eck (2002) 57. も指摘するとおり、こうした変容の兆しはすでにアウグストゥス以前から生じていた。共和政中期以降、ローマの支配領域の急速な拡大に伴い伝統的な枠組みでは統治のための人材が不足した。そこで要請された仕組みとして、属州支配に必要なイムペリウムをもちうる公職(執政官と法務官)について、前年に当該公職にあった者がその職を辞したのちにも「前執政官」あるいは「前法務官」の肩書で執政官あるいは法務官が有する権限のみを(当該公職に就かずとも)担当属州の支配に限って保持するもので、権力の一部抽象化は発生していたとみることもできよう。

54 これに関連して Scheid (2007-8) 632-36. は RG をもってアウグストゥスが自らの支配の形態 = principatus がいかなるものかを示そうとしたといい、その意味で RG はこれ以降のローマ元首政のいわば基本法 (constitutio) のような役割を担ったものではないか。すなわち、この中で彼は、元老院による尊称付与の事実を「アウクトーリタース」による支配のメカニズムへと転換させたのではないか。

て彼の権力は何らの国制上のポストにも結びつくことのない、もっぱら彼個人の人格的要素「アウトローリタース」に由来する専属的かつ自由なものとなったのである。

さて、父がこのように権力地盤を固めるなか、おそらく母のもとで成長したユリアに再び関心が向けられる。熱望したリウィアとの婚姻からアウグストゥスは嫡出の男子を後継ぎに願ったに違いない。だがその希望が潰えていくとともにユリアは父のもとへ引き取られ⁵⁵、紀元前25年およそ14歳でいこの Marcus Claudius Marcellus (マルクス・クラウディウス・マルケッルス) と最初の婚姻を結んでいる。マルケッルスはアウグストゥス自身の血縁にあたり、自らの後継者としてユリアと婚姻までさせたものだろう⁵⁶。しかしその僅か2年後の前23年にマルケッルスが病死すると⁵⁷、ユリアの次なる夫にはアウグストゥスの権力継承においてより大きな役割が期待されることとなった。ユリアは父の長年の友人で、軍事面でも彼を大きく支え続けた Marcus Agrippa (マルクス・アグリッパ)⁵⁸ と前21年に2度目の婚姻をした。アグリッパは軍功も多く、国家運営の点から適任と考えられとしても不思議はない⁵⁹。だがユリアからみれば父ほども年の違う人物であり、5人の子を得るも、その

55 Fantham (2006) 23.

56 マルケッルスはアウグストゥスの姉オクタウィアの最初の夫 C. Claudius Marcellus (ガイウス・クラウディウス・マルケッルス) との間の子で、アウグストゥスは彼をユリアの夫とするとともに、翌年わずか18歳で aediles (「按察官」) に選出させ、おそらく40歳ないし42歳とされる被選挙年齢を満たさないうちにコンスル職への立候補を認めさせるなど後継者としての位置づけを暗示していたが、マルケッルスは自らの相続人とはしておらず (Dio 53.31.1.), アグリッパとの対立も推測される (後掲注58)。彼をめぐる議論については Stevenson (2013) の論文を参照。

57 前掲註48のとおりこの年アウグストゥスも死に至るほどの病に伏ており (Dio 53. 30. 1.), 自身の重病や政情に加えて、この近親者マルケッルスの死が23年の変革に何らかの影響を与えたことは否定できまい。

58 Marcus Vipsanius Agrippa (マルクス・ウィプサニウス・アグリッパ: アグリッパ自身はウィプサニウスを使用することはほとんどなかったと言われる) は紀元前64年頃に生まれたと推測される (アウグストゥスの1年前かあるいは紀元前63年春頃に生まれた説とする説もある)。出自等は必ずしも明確ではなく、その家系についても Tac. Ann. 1. 3. は “ignobile” といって、他の年代記作者らも一様にローマの上流階層でないことを暗に伝える。その意味で彼の家系はローマ政治社会におけるいわゆる “homo novus” すなわち「新人」・「新参者」であったろう。共和末期の混乱は旧来の伝統的な家門による秩序を破壊す側面をもち、その混乱のなかで多くの新人 (キケロやアウグストゥスの父も同じ) たちにも活躍の場が与えられた。アグリッパはカエサル軍隊でも自らの力量を示し (Vell. 2. 79. 1. Dio 54. 29. もその力を軍事面に限らず賞賛する), アウグストゥスと出会ってのちは彼の補佐に徹して信任を得ていったものだろう (Galinsky (2012) 115-122.)。一方にはマルケッルスとアグリッパの相克について伝える史料も多くあり (Vell. 2. 93. 2. Plin. N. H. 7. 149. Dio 53. 32.), アグリッパをとくにとりあげた近時の著作としては Powell (2015) がある。

生活は10年を待たずに終わった⁶⁰。アウグストゥスが自身より長命と信じたアグリッパは前12年に死去し、ユリアには次なる婚姻、自身最後の婚姻が迫られた⁶¹。3度目の夫ティベリウスは、ユリアの継母にあたるリウィアが前夫ティベリウス・クラウディウス・ネロとの間に生んだ長男であり、おそらく実父の死後にアウグストゥスのもとへ引き取られ養育されたと推測できる⁶²。したがってユリアとティベリウスはある時点以降、互いに近い環境で育ち、見知った仲でもあったろう⁶³。前11年、ティベリウスの妻 Vipsania (ウィプサニア) は懐胎中であつたにもかかわらず⁶⁴、アウグストゥスが強いて別れさせ、ユリ

59 紀元前18年にはアグリッパに対して前執政官イムペリウムが更新されるようアウグストゥスが強く求めたとされ、そうであれば紀元前23年にアグリッパにもアウグストゥスと同様の(ただし5年任期)の権限が与えられたことになるが、前掲註40に述べたアウグストゥスの場合と同様にここでは結論できない。

60 前掲註58のとおり、アグリッパはアウグストゥスと同年あるいはそれより1年ほど早く生まれたと推測されている。ユリアはアグリッパとの間に3男・2女をもうけ、紀元前20年に最初の男子 Gaius (ガイウス) が、17年に次の男子 Lucius (ルキウス) が生まれると、弟ルキウスの誕生にあわせてアウグストゥスは両者を自らの養子として迎え、彼らはともに Caesar (カエサル) の名を持つこととなった。アウグストゥスは自らの血族にその権力の承継を熱望したと思われるが、同時にアグリッパにいったん権力をあずけ、家外者たる彼を介在させることで自らの血統・血脈による権力承継・王朝確立のイメージを弱める意図があつたのかもしれない (Eck (2002) 116-118.)。だが、当初のこの目論見もアグリッパの死により機能不全となり、さらにルキウス、ガイウスがともに早世したことで潰えていった。彼の意思と期待はやがて最後の血縁たる大甥ゲルマニクスに収斂していったものと思われる(後掲註64)。アグリッパの死後にも男子 Agrippa Postumus (アグリッパ・ポストゥムス=アグリッパ後生子) が誕生し、この婚姻から生まれた女子には Iulia Minor (小ユリア) および Agrippina Maior (大アグリッピナ) があるが、彼らは3名とものに姦通罪等で処罰され流された。

61 後述する「婚姻階層法」では婚姻適齢(男性25~60歳・女性20~50歳)にある男女はともに婚姻を強制され (Ulp. *Frag.* 16.)、独身者 (caelibes) および無子者 (orbi) は法に違反する者として一部相続の権利を認められず、財産の没収など制裁が課されたから、当該法律との関係でもユリアには婚姻が必要であつた (Severy (2011) 67.)。

62 前掲註32のとおり、実父クラウディウス・ネロが死に際してアウグストゥスを息子たちの後見に頼んだ (Dio 48. 44. 5.) とすれば十分に推測できる状況だろう。

63 Sue. *Tib.* 7. はユリアがアグリッパとの婚姻中すでにティベリウスと関係があつたことまで推察させる記述になっている。

64 ユリアの婚姻の相手としてアウグストゥスの身辺を探した場合、ティベリウスとその弟ドゥルスス(どちらもアウグストゥスの妻リウィアと前夫との間に生まれた子)があつたが、ドゥルススにはすでにアウグストゥスの姪アントニア(自身の姉オクタウィアとアントニウスの娘でこの婚姻からゲルマニクスの母となる)が妻としてあり、外部者を妻にもつティベリウスがより適切と考えられたのだろう。これらのことから Lindsay (2009) 197. がいうように、アウグストゥスが極めて狭い自身の近親サークルの内部での婚姻、結果としての血統維持を強く望んだとの印象は免れない。

アとの婚姻を成立させた⁶⁵。もっともこのときすでにアウグストゥスはユリアとアグリッパとの間の男子ガイウスとルキウスを自らの養子として迎えており、2人の孫が成長するまで、自身の死後の一定期間を繋ぐ役割をティベリウスに課したとの見立ては当時からなされていたようである⁶⁶。

こうした政治的背景に加え、ユリアとティベリウスの婚姻は当初より不運に見舞われた。その最初の子が軍征先の地で生まれて間もなく死ぬと、やがてティベリウスは Rhodos (ロードス) 島での隠遁生活を望み、紀元前6年には元老院の許可を得てそれを実行に移す⁶⁷。そうしてティベリウスがローマを離れた間に発生したのがユリアによる姦通事件であった。

3. ユリア事件

1. ユリア事件の背景

紀元前18年、おそらくアウグストゥスは相互に関連する法律を相次いで制定した⁶⁸。Lex Iulia de adulteriis (「姦通に関するユリウス法」：以下「姦通法」) と Lex Iulia de maritandis ordinibus (「婚姻の階層／促進に関するユリウス法」=以下「婚姻階層法」) と呼ばれる2立法である⁶⁹。その内容について事件に関係する限りで確認しておきたい。

姦通法とは一義的には婚姻関係にある女性が夫以外の男性と関係する行為を処罰する目的の刑事立法とされ⁷⁰、これによりローマで初めて婚姻外の関係が犯罪 (crimen publica = 公

65 このときティベリウスの妻であったウィプサニア・アグリッピナはアグリッパとおそらく彼の最初の妻 Caecilia Pomponia Attica (カエキリア・ポンポニア・アッティカ：Cicero の友人 Atticus (アッティクス) の娘か) との間に生まれた娘と推測される。ティベリウスとの婚姻関係は当時きわめて良好であったとして、Sue. *Tib.* 7. 11はユリアとの婚姻にかかる一連の出来事をかなり批判的なニュアンスで伝える。

66 Eck (2002) 63; Southern (2013) 249-50. ほかに、アウグストゥスの権力承継を養子縁組の点からみたものとして Lindsay (2009) 197-203. を参照。

67 Tac. *Tib.* 10. Vell. 2. 99. Dio 55. 9. ローマへの復帰は紀元2年にやっと果たされる。

68 ローマでは成立した立法に提案者の名がつけられるのが一般的で、ユリウス法という呼称はユリウス氏族の人間(ここではアウグストゥス)が提案し制定されたことを示唆している。史料にも D. 48. 5. 1: “Haec lex lata est a divo Augusto (この法律は神皇アウグストゥスにより制定された)” とある。法律の成立年代についての争いはあるが、アウグストゥスの対外活動(対パルティア戦等)を考慮すれば紀元前19年より前には難しく、ようやく法律制定に必要な期間をローマで確保できるのは18年以降という推察は合理的だろう。アウグストゥスが制定時に行使した権力について、Seneca がフォルムでの提案に言及していることなどから、一般に護民官権限によると推測されるが、これについて McGinn (2003) 140. を参照。

犯罪)を構成するとともに、婚姻そのものが単なる当事者およびファミリアの内部問題にとどまらない国家的関心事となったことが示された⁷¹。さらに当該犯罪をもっぱら扱うための常設の査問所 (quaestio perpetua) も設置され、処罰手続きについても同法において定められたと考えられている。一方でこの法律を運用するには婚姻関係そのものを法的に定義しておく必要があり、その役割を果たしたのがもうひとつのユリウス法 (婚姻階級法) ではなかったろうか。婚姻階級法はとりわけ元老院階層に属する男性たちが低い社会階層にある女性たちと婚姻することを禁じていたが⁷²、法律制定以後はこうした階級法の規定に抵触しない関係のみが唯一正式な婚姻とされ、法的な保護を受けるとともに規制の対象ともなったのである。そうしてこのいわば法に適った「正当な婚姻 (iustum matrimonium)」の当事者たる女性 (matrona) が配偶者以外の男性と関係すれば adulterium (姦通罪) を構成し、法律に基づく処罰がなされた⁷³。ではその犯罪が明らかとなった場合にいかなる手続きがとられたのだろうか、本稿に関係する点を確認しておこう⁷⁴。

69 婚姻階級法には当初から批判も多く (Sue. Aug. 34. 1-2.)、紀元9年に Lex Papia Poppaea (パピウス・ポッパエウス法) として改定された。両立法はのちに Lex Iulia et Papia の名で呼ばれることになるが、Mette-dittmann (1991) 131-135. には法律をめぐる研究学説史が端的にまとめられ、ほかに McGinn (2003) 70-139. を参照。

70 D. 48. 5. 13 (12): “Haec verba legis “ne quis posthac stuprum adulterium facito sciens dolo malo (この法律の文言「今後いかなる者もそうと知りつつ悪意で stuprum adulterium を行ってはならない)」” からすれば、法律はひろく性犯罪一般を扱ったものとも推察できる。しかし “stuprum adulterium” が二語一意の可能性もあり、かつ前掲註9のとおり関連史料がいずれも法律の制定時以降の時代の著作等からその後さらに抜粋されたものであることを考え併せれば、おそらく制定時点の目的は第一に狭義の “adulterium” すなわち姦通を犯罪として罰することにあり、のちの解釈で関連犯罪が含まれていったと考えることもできよう (Rizzelli (1997))。尚、ローマの刑事立法は一般に犯罪類型とその処罰に関する規定が同時に含まれる形式になっており、当該法律の成立時には一般刑事訴訟にかかる法律 (Lex Iulia de iudiciorum publicorum 「公訴訟にかんするユリウス法」: 紀元前17年の成立か) は存在しなかった。ローマ刑事法に関する一般的概説書として Robinson (1995), (2012); Haries (2007) など。尚、Hillner (2015) 2-3 が指摘するように、ローマ刑事法の研究もまた Mommsen (1899) により実質的に開始されたが、そもそもローマで刑事法の発展は遅く、さらに近代以降も近代法の起源たるローマ法という意味から勢い市民法の基礎たる私法中心になされ、刑事法分野は国内外を問わず研究が遅れていった。

71 ローマにおけるファミリア (familia = 「家族」) は家父長とその権力関係によって理解される概念であり、婚姻はファミリアに連なる者を生み出す契機としての意義が大きかった。したがって婚姻それ自体に法的な関心は馴染まず、12表法に争いのある規定が若干みられる以降は法による規制を受けることはほとんどなかった。manus (マヌス) を伴う婚姻についても婚姻そのものにかかるルールというより家権力の変更という意味合いが強調されるべきだろう。

72 D. 23. 2. 44.

残された史料から、犯罪の処罰にかかる手続きは詳細に定められていたと推測できる⁷⁵。まず姦通を犯した女性の夫と、彼女を権力下におく父にはそれぞれ *ius occidendi* (殺害権) と呼ばれる権利が認められた。しかし夫が自身の妻を殺害することは権利に含まれず、妻の相姦者のみを、しかも相当に制約された低い階層の者に限って殺害することができた。逆に法律の定める要件に満たない者を殺せば、情状酌量の余地はあっても夫に殺人罪が適用される危険があったから、実際問題として権利行使には慎重にならざるを得なかったろう。同様に父についても、娘の相姦者を殺すには間髪おかず自身の娘も殺害せよとの規定内容が伝えられ、行使はやはり困難であったと推測せざるを得ない⁷⁶。加えて夫も父も殺害の場所が限られ⁷⁷、そもそも姦通の現行犯でなければならなかったとすれば、事実上彼らの殺害権は行使し得ない性質のもではなかったろうか。すると立法目的は犯罪者を殺害によって即座に関係者の手で処分することではなく、むしろ犯罪行為を公の裁判手続に載せることにあったと考えられよう。さらに手続きをみると、当該犯罪の第一の被害者は夫であり、はじめの6か月間は彼に特別な告発権 (*ius accusandi*) が与えられている⁷⁸。

73 こうした「正当な婚姻」外の婚姻類似の関係 (*concupinatus* : 例えば、婚姻階層法との関係で婚姻できない元老院議員階層の男性と被解放自由人の女性との内縁関係など) にある女性について姦通罪は成立しない。法律と女性の新たな階層化の関係および問題について Rizzelli (1997) 195-97. など。

74 法律とは別に、ローマの伝統では姦通のような行為は家父長権力の行使によって処理されるべき典型的な事案とみなされてきた。ローマの家父長権力の強大さを象徴するものに *vitae necisque potestas* (生殺与奪の権) があるが、実際にこうした権力をむやみに行使する父はなかったろうし、また家裁判といった諮問機関も置かれたから現実に権力下にある者を殺害にまで及ぶケースとは極めて稀であったろう。しかしながら観念的には殺害すら含む家父長権力は確かに強力であり、そうした刑罰権を内部に保持するファミリアはその意味でひとつの自治組織であった。そこで妻に不貞行為があった場合でも、従来は彼女に対して権力を有する家父長(事実の確認が困難な古い時代はともかく共和政中期以降のローマでは権力関係の移動、すなわち所属ファミリアの変更を伴う婚姻はごくまれであったから、多くは彼女自身のファミリア内の男系最年長者、すなわち父親かあるいは存命であれば祖父)が当該権力を行使して処罰などしてきたものと考えerことは難しくない。またこのとき夫側の家父長、さらに姦夫の家父長との間で利害関係の調整(賠償など)が行われた可能性も想像できる。こうした伝統的権力についてアウグストゥスの立法は直接何ら言及せず、したがって家父長の伝統的権力に法的な制限を課することなかった。それと併存して法律に基づく新たな権利を夫と父に認めたものと考えられる。

75 以下の内容についてはすべて前掲註9の拙稿を参照。

76 McGinn (2003) 202-07.

77 殺害の要件として、夫は自身の屋敷内で発見した場合、父も自身の屋敷内かあるいは娘の夫(娘婿)の屋敷内に呼ばれて当事者を発見した場合に限定されている。

その後はローマ市民の誰もが犯罪者を告発・訴追できたが、いずれにせよ告発の開始は原則として離婚の成立をまっけてはじめて可能であった。すなわち同法が目指した犯罪処罰のメカニズムは夫による離婚を軸に機能する仕組みとなっていたのである⁷⁹。

2. ユリア事件の発生

このような立法を背景にユリアの姦通事件は起きた。そこで冒頭に引用したセネカも父の法律とユリアの行動を対にして述べ、他の著作者らも多くを書き残したのだろう⁸⁰。事件が明るみになるのは紀元前2年の秋頃と推測されるが⁸¹、以前からユリアの行動にはさまざまな噂があったという。それがついに父の知るところとなったか、あるいは彼の許容範囲を超えて⁸²、ついにアウグストゥスは (Sen. *De Ben.* 6. 32)⁸³ “Haec tam vindicanda principi quam tacenda, quia quarundam rerum turpitudine etiam ad vindicantem redit, parum potens irae publicaverat (このような不名誉は罰した者〔すなわちアウグストゥス〕自身をも貶めるのだから、これらの者を元首〔アウグストゥス〕が罰して、秘密にしておけばよかったものを、彼はもはや怒りを抑えられず〔事態を〕公にってしまった)”

78 妻の父にも優先的な期間は認められたが、競合した場合に夫がより優先的な権利を得た。前掲註71のとおりローマの「家族」は伝統的に家父長を中心とする権力関係として存在したが、この法律で初めて夫と妻よりなる婚姻家族が法的な存在となり、保護法益も認められていったろう。用語については「告訴」とするほうがふさわしいとも考え得るが、ひとまずラテン語の“*accusatio*”について訳を「告発」で統一した。

79 優先的期間が渡過するとローマ市民の誰も (*quivis ex populo*) が告発可能になった。尚、夫には権利とともに義務も課されており、妻を離婚しない場合、自身が *lenocinium* (姦通ほう助の罪) に問われて刑事告発され、当該犯罪での夫の有罪をもって彼の妻への手続きは開始できた。婚姻継続中について Rizzelli (1997) 67-122。

80 前掲註4および7を参照。

81 *RG* 35で紀元前2年2月には “*senatus et equester ordo populusque Romanus universus appellavit me patrem patriae* (元老院および騎士たちおよびローマ市民たちが私に *pater patriae* (国父) 称号を与えた)” と述べ (*Sue. Aug.* 58. 2. も同様の事柄を伝える)、同年8月にはアウグストゥスの名を冠したフォルム (*Forum Augustum*: 広場の奥にはマルス神殿が建てられた) を完成させた祝賀を催している。事件はこれら荣誉に満ちた一連の時期に続く出来事であった。

82 *Dio* 55. 9. 11-16.

83 *Seneca* は続けてユリアらが *Marsyas* の銅像に集う様子を伝えるが、同じ著者の別の書 *Sen. De Brev.* 4. 5. でも示されるように、この像が伝統的に「自由 (*liberta*)」の概念を体現したと考えられることから (*Plin. N. H.* 21. 8-9), *Bauman* (1992) 113-19; *Fantham* (2006) 86; *Sanderson and Keegan* (2011) など、含意を読み取ろうとする者は多く、これらの史料は後掲註96に述べる陰謀説のひとつの根拠ともなっている。

という。この史料によれば、少なくともアウグストゥスはユリアの件を秘密裏に処理することはなかった。ではアウグストゥスはどのようにして事態を「公にした (publicare)」のだろうか⁸⁴。別の史料には (Sue. Aug. 64. 5) “Nam C. Lucique casu non adeo fractus, de filia absens ac libello per quaestorem recitato notum senatui fecit abstinuitque congressu hominum diu prae pudore, etiam de necanda deliberavit (ガイウスとルキウス〔の死〕の出来事はさほどまで彼を消沈させはしなかった。娘の件を, [アウグストゥスは元老院に出席せず] 不在のうちに, そして文書を按察官に読ませて, 元老院に知らせた。さらに恥じてしばらくのあいだ人との交りを避け, 娘は死ぬるべきとも思いめぐらせた)”⁸⁵とあり, 彼は元老院に何らかの文書 (libellus) を送って, 代読により事件を公表したことになる。では, ここに引用した2つの叙述から, アウグストゥスが姦通法に基づく「告発 (ius accusandi)」を行ったと判断してよいのだろうか。仮にそうならば, 上述の法律に定められた手続きに従って, あらかじめ夫によるユリアの離婚が成立していなければならない。この点について史料は別の箇所ですべてのように述べる。ユリアの夫で, 事件当時ロードス島に隠棲中のティベリウスについて (Sue. Tib. 11. 4) “Comperit deinde Iuliam uxorem ob libidines atque adulteria damnatam repudiumque ei suo nomine ex auctoritate Augusti remissum (その後, [ティベリウスは] 妻ユリアが放蕩と姦通により罰され, そうして離婚 [にかかる離縁状⁸⁶] が自身 [ティベリウス] の名において, アウグストゥス

84 Dio 55. 10. 14 : “τότε δ’ οὖν μαθὼν τὰ πραττόμενα τοσοῦτω θυμῷ ἐχρήσατο ὥστε μὴδ’ οἶκοι αὐτὰ κατασχεῖν ἀλλὰ καὶ τῇ γερούσια κοινῶσαι. (この期に及んで, [アウグストゥスは] 何が行われていたかを知ると, 彼の怒りはすさまじく, それを自らのうちにとどめることはできず, 元老院にそれを伝えた)”とし, “τῇ γερούσια κοινῶσαι”すなわち Dio もまた少なくとも元老院と情報を共有した旨の発言を残している。

85 ここに引いた箇所に続けてユリアの解放奴隷 Phoebe (ホエベ) が行為を恥じて自ら首を吊って死んだことが述べられ, アウグストゥスが “maluisse se ait Phoebes patrem fuisse (自身がホエベの父であったならば良かったろうにと言った)” と伝える (Dio 55. 10. 16. でも Φοίβη について同様の事柄が述べられている)。ただしこの被解放女奴隷の行為にかかる解釈は一様でなく, 自らの行為を恥じてか, 主人であるユリアの件に関連する何らかの取り調べ等を恐れてのことかわからない。尚, 姦通法には主人の犯罪について奴隷に拷問等を用いたうゑ証拠を収集しうる規定があったとされるが, ホエベはすでに自由人の身であり, この規定にはあたらないのではないか。

86 元来ローマの離婚は当事者の婚姻継続意思の喪失により成立する完全破綻主義であったが, 一般慣習としてとくに当事者の一方の意思による離婚の場合には書面 (per epistulam) が利用されることがあった。アウグストゥスが自らの立法との関係で離婚の成立を証明する手続きを導入したとも推測されており (D. 24. 2. 9.), ここでは離婚の意思およびその事実を表明する手段として「離縁状」の訳をひとまず充てた。

の権威により〔ユリアに〕送付されたことを知った)”という。彼へのこの知らせがどのように届けられたかは不明だが、いずれにせよティベリウスが事態を耳にしたとき、すでに少なくともユリアの処罰は済んでいたことになろう⁸⁷。またこの処罰との先後関係は必ずしも明らかでないが、離婚が行われた事実がここにはっきりと示されている。するとアウグストゥスの一連の行動は自身が成立させた姦通法の規定に則り進行したのだろうか⁸⁸。だが、われわれに伝わる史料にはこのあとに続くはずの裁判の様子が一切述べられていないのである。現実には刑事法廷がひらかれたとすれば、事件に言及した諸史料のどこにも関連記述がないのはあまりに不自然であろう⁸⁹。むしろ史料を素直に読むならば、ユリアについては少なくとも常設査問所での審理、すなわち正規の刑事裁判 (ordo iudiciorum publicorum) は行われなかったと解すべきではないだろうか。

ではこのように推測したとき、上で引用したティベリウスへの知らせ以外にも複数の史料がユリアの処罰の事実を伝えていることはどう説明できるだろう。姦通法に基づく刑事裁判が仮に行われなかったとすれば、いったいどのようにしてユリアの処分はなされたのか、引き続き史料から検討してみたい。

3. ユリア事件の処罰

ユリアを中心におそらく10名近くが事件に関係したと推測され、彼らに対する処置についても複数の史料が述べている⁹⁰。まずユリア本人については (Tac. *Ann.* 1. 53) “Iulia… ob impudicitiam olim a patre Augusto Pandateria insula… clausa (ユリアは…不貞行為のため、父アウグストゥスによってかつてパンダタリア島⁹¹に…幽閉された)”とあり、ユリアは孤島への幽閉というかたちで処罰されたことがわかる。さらにこの史料には “a

87 Sue. *Tib.* 11. 4: “quamquam laetus nuntio, tamen officii duxit, quantum in se esset, exorare filiae patrem frequentibus litteris (内心彼は喜んだとはいえ、自身の義務と感じて、その父にユリアをとりなすべくしばしば手紙を書き送り)…”とあり、知らせを受けたときすでにユリアの処分が完了していたからこそ彼はアウグストゥスに向けたとりなしの手紙を送ったのだろう。

88 Bauman (2002) 42; Swan (2004) 109; Severy (2011) 181.

89 Cicero は自身の関わったケース (例えばシキリア総督ウエルレースの弾劾裁判 (*Orationes in Verrem*)) を中心に詳細な叙述を残しており、通常の刑事裁判手続きがあれば訴追者ないし弁護人に誰が就任したかなど情報が伝えられてよいだろう。ローマ時代の刑事裁判については柴田光蔵「SENATUS POPULUSQUE ROMANUS - ローマ元首政時代における刑事裁判作用の諸類型 (1) ~ (3)」『法学論叢』69-1 (1961), 70-1 (1961), 70-2 (1961) は前記史料などを基に刑事裁判の様子を再現する。

90 Vell. 2. 100; Tac. *Ann.* 1. 53.

patre Augusto”とあり、まさに父アウグストゥスその人が処罰主体であったようにみとれる。これに前述したユリアに関する裁判記録等が一切存在しないことを考え併せれば、やはり法律によらずアウグトゥスが自ら娘を罰したと考えるべきではないだろうか⁹²。そしてその処罰はおそらくアウグストゥスの家父権行使によりなされたのだろう⁹³。

ではユリア以外の者はどうか。下記図に示した、ユリアとの関係において複数の史料に名が伝わる5名ほどの人物⁹⁴についても処罰がなされたと思われる。

氏名	処罰	職歴等	史料	
ユルルス・アントニウス	Julius Antonius	死刑 or 自殺?	紀元前10年: 執政官	Velleius 2.100.4 & Tacitus 1.53.3, 4.44 & Dio 55.10.15
センプロニウス・グラックス	Sempronius Gracchus	ケルキナ島へ流刑?	“最高常置官 (senex aedilis)”	Velleius 2.100.4 & Tacitus 1.53.3, 54.3/5
クインティウス・クリスピヌス	T. Quinctius Crispinus	○	紀元前8年: ドルルスとともに執政官	Velleius 2.100.4
アッピウス・クラウディウス・プルケル	App. Claudius Pulcher	○	母スクリボニアの婿夫を介してユリアの近親か?	
コルネリウス・スキピオ	Cornelius Scipio	○		
		○	より下層の元老院議員階級および騎士階級者が多数	
		任職満了をまって処罰	現職: 護民官	Dio 55.10.15
デモステネス	Demosthenes	○	スキピオ/グラックスのいずれかと同一人物か?	Macrob. 1.11.17.
			ギリシア人哲学者	

ただし彼らはアウグストゥスが家父長権力をもって対処できる対象ではまったくない。彼らに対する処罰はいったいどのようになされたのだろうか。まずは Iullus Antonius (ユルルス・アントニウス) から確認していこう。ユルルスはこの件で直接に死亡が伝えられる唯一の人物であり、果たしてそれが裁判の結果なのか、死刑という刑罰が彼に下さ

91 パンダタリア島は現在のイタリアの Ventotene (ヴェントテーネ) 島であり、ローマの南ラツィオ州にある小さな島。現在のナポリ近くの当時の軍港ミセヌムから西へ55km程の距離にある。ユリアのヴィッラと称される遺跡も現存し、同島にはのちに大アグリッピナなども送られた。

92 Cohen (2008) 21. 前述の Sen. *De Ben.* 6. 32. でアウグストゥスは処理が密室でなされた印象を与えることを嫌ったもので、自身による処罰そのものを否定したとまではいえないだろう。

93 Sen. *De Ben.* 6. 32. 1: “Divus Augustus filiam ultra impudicitiae maledictum impudicam relegavit et flagitia principalis domus in publicum emisit (神皇アウグストゥスは不貞だとの中傷を超えて不貞なる娘を〔島へ〕送った。そして元首の家の恥辱を公表した)”との記述からは、彼が元老院へ文書を送り、事件を公にする以前に、「島送り (relegatio)」の処分まで済ませていたようにみえる。もっとも元老院に書面で事実関係等を明らかにしたのちに続けて処分した可能性を完全に否定することもできまい。いずれにせよ残された史料すべてが事実を知ったアウグストゥスは怒りのままにユリアを処分したと伝えるから、時間的な猶予はあまりなかったことは確かだろう。ユリアの解放奴隷の自害の報を受け(前掲註85)アウグストゥスが娘に死をと逡巡する点については、それが島への処分後のことであっても矛盾せず、むしろ当該叙述は彼の意思ひとつで処罰が自由に決せられた事実をこそ補強するものではないか。

94 ここに名の挙がるアッピウス・クラウディウス・プルケルおよびコルネリウス・スキピオとユリアの母スクリボニアを介しての関係については前掲註23を参照。

れたものか検討しなければならない。だがはじめに注意すべきは (Dio 55. 10. 15.) “τῶν δὲ δὴ χρησαμένων αὐτῇ ὁ μὲν Ἰούλλος ὁ Ἀντόνιος, ὡς καὶ ἐπὶ τῇ μοναρχίᾳ τοῦτο πράξας, ἀπέθανε’ (彼女〔ユリア〕の情交を得た者のなかで、ユッルス・アントニウスは、彼の行動が君主にならんとしたともとの断じられて、死ぬこととなった)”⁹⁵という記述であろう。するとユッルスは必ずしもユリアとの姦通のみで処罰されたとは限らず、死についても次の史料のように自死ともあるいは自殺強要の形での死とも受け取られ推測の域を出ないのである⁹⁶。では、他の者たちはいったいどうしたのか。ユッルスの処罰を伝える史料は、それに続けて (Vell. 2. 100.) “Tum Iulus Antonius, singulare exemplum clementiae Caesaris, violator eius domus, ipse sceleris a se commissi ultor fuit. …Quintusque Crispinus, singularem nequitiam supercilio truci protegens, et Appius Claudius et Sempronius Gracchus ac Scipio aliique minoris nominis utriusque ordinis viri, quas cuiuslibet uxore violata poenas pependissent, pependere, cum Caesaris filiam et Neronis violassent coniugem (ユッルス・アントニウス, [この者は] カエサル [アウグストゥス] の寛容さを最も示す例であったが、カエサルの家を破壊する者となり、彼が犯した犯罪に自ら報いる者となった。…とびぬけた放蕩者の姿を残忍ないかめしさで押し隠したクイントゥス・クリスピヌス, そしてアッピウス・クラウディウス, グラックス, スキピオと, さらに彼らほど有名ではない [元老院ならびに騎士] 両階層の男たちは, カエサル [アウグストゥス] の娘であり, [ティベリウス] ネロの妻を冒瀆したにもかかわらず, いかなる者の妻であれそれを冒瀆すれば受けることになる罰を受けた)”と述べている。ここからおおよそユッルスに比して他の者たちには穏便な手法がとられ、通常の罰が課されたと推測できる。そ

95 ユッルスはアクティウムの海戦に敗れて死んだアントニウスと最初の妻フルウィアとの間に生まれた次男(長男 Antyllus (アンティッルス)は父とともに参戦し処罰される)で、戦いのときにはまだ幼くアウグストゥスの処罰をも免れたとされる。その後は継母にあたる(フルウィアとの離婚後アントニウスが婚姻した)アウグストゥスの姉オクタウィアのもとで養育されアウグストゥスの姪にあたるマルケッラ(アグリッパがユリアとの婚姻のために離婚後)と婚姻、オクタウィアの死後(紀元前10年)にはアウグストゥスの配慮を受けて執政官にまで就任した。本文で引用したDioやVelleiusの叙述にPlin. *N.H.* 7. 149.を加えたとしても、Bauman (2002) 41-42. が指摘するように(Tac. *Ann.* 4. 44.) “Iullo Antonio ob adulterium Iuliae morte punito (ユッルス・アントニウスはユリアとの姦通のかどで処罰された)”を根拠として直ちにアントニウスの息子たる彼がアウグストゥスへの復讐を企み、ユリアとの姦通事件が不敬罪(maiestas)を構成するとされたうえでlex iulia de maiestateに基づく罰を受け死刑が執行されたと結論することまでは難しいのではないか。また当該陰謀にユリアが加担したとの確証まで得られるものではなかろう(Swan (2004) 108-09.)。

96 Sen. *Brev. Vit.* 4. 6. Swan (2004) 106-110.

して通常の罰という以上は、少なくともユッルス以外の関係者の場合について姦通法に基づく正規の裁判がなされ、法律に基づいた処罰がされた可能性は否定できない⁹⁷。さらに史料には (Dio 55. 10. 15.) “οἱ δὲ λοιποὶ ἐς νήσους ὑπερωρίσθησαν (残りの者たちは島へ〔送られ〕処分された)” とあり、そうであれば問題の法律に刑罰としての “relegatio (島送り)” が定められていたことになるだろう⁹⁸。けれども一方でこうした関係者への処遇に関し、また別の史料は (Tac. *Ann.* 3. 24. 3.) “adulterosque earum morte aut fuga punivit. nam culpam inter viros ac feminas vulgatam gravi nomine laesarum religionum ac violatae maiestatis appellando clementiam maiorum suasque ipse leges egrediebatur (彼女〔ユリア〕らの姦夫たちを死あるいは追放によって処罰した。もっともこれは男と女の間の一般的な咎〔に過ぎないもの〕に宗教を冒瀆し国家の威信を傷つけたという重大名目を取りつけ、われわれの父祖たちが示してきた寛容も、また自身の法律さえも〔アウグストゥスは〕逸脱してしまったのだ)” と述べ、アウグストゥスが自ら成立させた法律をすら超える、あたかも違法な処分を行ったかのような発言を残している。もし直近の史料が批判する通り、関係者の処分が法律の規定を逸脱するものであったならば、法律に刑罰が存在したとしても、それが「島送り (relegatio)」であったとは必ずしもいえないことになる。

そこで仮にユッルス以外の関係者への処分 (relegatio) もまた姦通法で定められた刑事罰によるものでなかったとすれば、こうした処罰はいったい誰がどのように行ったと考えられるだろうか。史料全体からうかがわれるのはやはり処分にアウグストゥスその人が主体的に関与したという事実であろう⁹⁹。では、このときアウグストゥスにはいったいいかなる権力が処罰に関して存在したのだろうか。先に確認したとおり、事件の時点 (紀元前2年) でアウグストゥスには護民官職権 (potestas tribunicia) とローマ市域の内・外で行使しうる命令権 (imperium consulare / proconsulare) とが存在していた¹⁰⁰。しかしこのいずれから裁判権 (jurisdictio) を直ちに導くのは難しい¹⁰¹。するとむしろこのとき

97 Bauman (1967) 202, (2002) 41; Swan (2004) 109; Severy (2011) 181. はいずれもユリアもまた姦通法に基づく刑罰 (relegatio) によって処分されたとみる。

98 処罰された関係者のなかでもグラックスについては場所がアフリカ沿岸の Cercina (ケルキナ) 島と特定されている (Tac. *Ann.* 1. 53. 4-9.)。尚、本文に引いた直前の箇所では Dio は “ἀπέθανε μετ’ ἄλλων τινῶν ἐπιφανῶν ἀνδρῶν” と、ユッルスのほかに複数の名誉ある人々が死んだと伝えるが、この叙述での Dio の混乱については Swan (2004) 110. が指摘し、あくまで直接死亡したのはユッルスただ1名であろう。

99 Cohen (2008) 212. 註98のグラックスのケルキナ島への送致について Tac. *Ann.* 4. 13. 3. は、父親に伴われた彼の幼い息子がローマのエリート層との接触を妨げられ、教育の機会を奪われたとアウグストゥスの処置に批判的な論調で伝えている。グラックスは14年後のティベリウスの治世下で殺害されたが、背景は Tac. *Ann.* 1. 53.。

作用したものはアウグストゥスの「アウクトーリタース」であり、彼は上述のような具体的権力に頼らずとも、自身のこの「権威」によって自由に実質的な裁判活動を行い、自己の裁量で処罰をなすことも可能であったとみるべきではないのか¹⁰²。アウグストゥスには通常の刑事裁判手続き (ordo iudiciorum publicorum) とは別に、特別の審理方法 (cognitio extra ordinem) によって関係者を処分することができ、事実ここでもそうしたのだろう¹⁰³。

4. おわりに～国制史からみたユリア事件

本稿ではアウグストゥスとユリアにともに焦点を当て、両者を重ね合わせるうちにユリア事件を位置づけてきた。それにより、事件において採用された処罰のかたち、すなわち「島送り (relegatio)」¹⁰⁴がアウグストゥスの「アウクトーリタース」によってもっぱら決められた、あくまで個別事案に対する措置であったことが推察された¹⁰⁵。彼らの送付地にここであらためて注目してみると、おのずとアウグストゥスの目の届く範囲、彼らの制動

100 この年アウグストゥスは最後となる13度目の執政官職に就任しているが、すでに紀元前23(19)年の段階で執政官権限を得ていたとすれば実質的な状況に変化はない。

101 前掲註50のとおり、アウグストゥスの権力には付与の仕方や行使に特別な配慮がなされているものの、それぞれの権限・職権の内容について共和政期から何らの変更が加えられた様子はない。したがってLintott(2015)318.がいうように共和政期の執政官の権限ないし職権に裁判権を見出し得ない以上、ここでも同様であろう。

102 Lintott(2015)318-19.

103 このようにとらえれば、Sue. Aug. 64. 5; Tac. Ann. 1. 53. など、彼が期間の設定(ユリアは5年後に半島内の Reghium (レギウム)へ移されるも、市民らの懇願にもかかわらずローマへの帰還はアウグストゥスによって容認されない)や島へ送られた者たちの生活環境(ユリアにはワインや奢侈な生活に通ずるものはすべて禁じられ、面会もアウグストゥスの許可を得た者に限定された)についてまでこと細かに指示する点に合理的な説明ができる(ユリアには母スクリボニアのみが従った(Dio 55. 10. 5.))。ここでは特別審理手続(cognitio extra ordinem)の成立と発展の問題そのものを扱い得ないが、実際アウグストゥスはアウクトーリタースによってさまざまなかたちで現実的な事件処理を行うことができたろう。したがって彼が家父長権を行使する場面と、帝政期を通じて拡大していく当該特別審理手続とを厳密に区別することもまた難しく、さらに元老院がどの程度事件処理の場に関与する機会を与えられたかもここでは判断しない(Lintott(2015)319.はユリアにかかる審理・処分も元老院で行われたと推測する)。またDio 55. 10. 16.にはアウグストゥスがすべての審理に加わったわけではないとの発言や、現職の法務官が関係者に含まれており、彼には任期満了まで処分が待たれたという点について、とくに後者はたしかに刑事裁判の一般原則と一致し、通常手続き(quaesito)が行われたひとつの根拠と読めなくもない。しかしアウグストゥスがこの一般準則を自身の審理・処罰の過程で尊重した可能性も否定できず、Dioの叙述も刑事裁判が行われたことの証拠としては必要十分なものではないだろう。

が監視可能な場所が慎重に選択されていることがわかる¹⁰⁶。これは本稿前半に扱ったところから明らかとなったように、今や特別な存在となった一族にはおそらく必要な配慮であり、一般市民の目から彼らを引き離し、かつ彼らの人格を守るという意味でアウグストゥスにとっては自然な考えであったことだろう。ところが、まもなくしてこのいわば皇帝家に関わる特別の措置はローマにおける刑罰の1類型として一般化していく¹⁰⁷。その証拠に、先に挙げた史料 (Vell. 2. 100.) でも、男女間の罪に対する通常の罰が科されたとして、まさにアウグストゥスの同時代人が述べ、やがて法学者らの著作では刑罰の類型として頻繁に扱われるようになった。そうした急速な展開の背景にはいったい何があったのだろうか。冒頭で述べたとおり、共和政期以来、領土を拡大させたローマは、アウグストゥスの時代すでに広大な地域を支配におさめる領域国家へと変容していた。するとそこではもはや犯罪に対する伝統的な手段として「追放 (exilium)」によって、すなわち共同体からの異分子の排除という従来の手法によって犯罪者を処遇することが困難となっていたのではないだろうか¹⁰⁸。比較的小規模な共同体から広大な領域国家へと移りかわるなかで、犯罪者を域内から排除する仕方はもはや通用せず、域内某所において彼らを隔離・管理するという新たな刑罰の形態はまさにそれに適合するものであったろう。アウグストゥスとユリアの関係から見えてくるように、一方には明らかに皇帝一家に特有の内的要因・事情があり、しかし他方でこうした強力な外的要因が存在したことで双方が重なり合い、いわゆる「島送り (relegatio)」はひとつの刑罰の類型として早々に定着していったのではないだろうか。ユリア事件は国制史の一場面を以上のとおりさまざまな角度から映し出す興味深い事案といえるだろう。

104 Cohen (2008) 206. のとおり“relegatio”にいかなる用語を充てるべきかは別に論ずべき大きな問題であり、本稿では英語の“exile”に相当するものとして差し当たり「島送り」としたに過ぎない。ローマにおける刑罰の問題と用語 (exile) については後掲註108も参照。

105 Cohen (2008) 206. はユリア事件を“relegatio”すなわち「特定の地域への (ad) 送致」という形態の処罰が、「特定の地域から (ex) の追放」(exilium) にかわって登場した最初の事案とみる。Drogula (2011) はこのCohen論文をおおいに評価しつつも、事件以前から着々とアウグストゥスにはこうした処罰方法への志向が固められ、背景には元老院階層を自己の統制下に置くという彼のより大きな目的があったとする。

106 Drogula (2011) 230-243. 前掲註91を参照。

107 Vell. 2. 100. 前掲註10 (S. P. 2. 26. 14.)

108 紙幅の関係もあり、ここではローマ刑事法史のなかに当該事件や処罰を位置づけて論ずるまではできなかった。ローマの刑罰史に関する一般概説書としてRobinson (1995) 1-11, (2012) 179-97. など。特に本稿で扱った問題についてはKelly (2006) が“A History of Exile”のタイトル通り詳細な単行書を著している。また“exile”に関連する論文として近年Cohen

参考文献

- Bauman, R. (1967) *The Crimen Maiestatis in the Roman Republic and Augustan Principate*, Johannesburg: Witwatersrand Univ. Press.
- (1992) *Women and Politics in Ancient Rome*, London: Routledge.
- (2002) *Crime and Punishment in Ancient Rome*, London: Routledge.
- Beck, H., Duplá, A., Jehne, M. and Polo, F. (eds.) (2011) *Consuls and Res Publica Holding High Office in the Roman Republic*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Bleicken, J. (transl. by Bell, A.) (2015) *Augustus : The Biography*, London: Allen Lane. = (1999) *Augustus: Eine Biographie*, Berlin: Rororo.
- Botteri, P. (2003) L'integrazione mommseniana a Res Gestae 34,1 e il testo greco, *Zeitschrift für Papyrologie und Epigraphik* 144, 261-67.
- Botteri, P. and Fangi, G. (2003) The Ancyra Project: the Temple of Augustus and Rome in Ankara, *ISPRS Archives* 5, 84-88.
- Cohen, S. (2008) Augustus, Julia and the Development of Exile "Ad Insulam", *The Classical Quarterly*, 58-1, 206-17.
- Corbier, M. (1991) Constructing Kinship in Rome: Marriage and Divorce, Filiation and Adoption, in *The Family in Italy from Antiquity to the Present*, Kertzer, D. and Saller, R. (eds.), 127-46.

(2008) 207-10. (Cohen には2002年にシカゴ大学において関連する内容の博士論文: Exile in the Political Language of the Early Principate がある) および Droglá (2011) 230-66. がとくにこの事件の処罰との関係から論じている。Droglá は刑罰の用語 (deportatio; relegatio) を彼に独自の概念でとらえ出し、さらに Roselaar (2012) 189-199. も「追放 (exilium)」から本稿において検討した「島送り (relegatio)」へと至る刑罰の変遷過程についてさまざまな具体例を含めて論じており、ローマの関係諸都市への犯罪者の移送および当地での監督、そしてユリアの件に類似した家父長による処罰といったケースにも触れている。また Williams (2006) が指摘する通り、ここでの扱いの範囲を超えるものの Ovidius と "exile" の問題も重要であり、別稿であらためて考察したい。領域国家への変遷に関連して Richardson (2002) 145-147. は、ローマの諸史料に登場する "imperium" の用語の使用方法に基づいて当該概念の変化を調査し、アウグストゥス期にそれが本来の「権限」の意味を喪失して「帝国」という領域をあらわす新たな概念へ移る点を指摘する。

- Costabile, F. (2012) RG 34.1: 《[POT]IENS RE[RV]M OM[N]IVM》 e l' 'Edictum de reddenda re publica' , in *Revisione ed integrazione dei Fontes Iuris Romani Anteiustiniani (FIRA)*, G. Giappichelli (ed.), 255-94.
- Drew-Bear, T. et Scheid, J. (2005) La copie des Res Gestae d' Antioche de Pisidie, *ZPE* 154, 217-61.
- Drogula, F. (2007) Imperium, Potestas, and the Pomerium in the Roman Republic, *Historia* 56-4, 419-52.
- (2011) Controlling travel: Deportation, Islands and the regulation of senatorial mobility in the augustan principate, *Classical Quarterly* 61-1, 230-66.
- (2015) *Commanders and Command in the Roman Republic and Early Empire*, The Univ. of North Carolina Press.
- Eck, W. (transl. by D. L. Schneider) (2002) *The Age of Augustus*, Malden: Wiley-Blackwell = (1998) *Augustus und seine Zeit*, München: C. H. Beck.
- Eder, W. (1993) Augustus and the Power of Tradition: The Augustan Principate as Binding Link between Republic and Empire, in *Between Republic and Empire*, Raaflaub, K. and Toher, K. (eds.), 71-122.
- Fantham, E. (2006) *Iulia Augusti*, London: Routledge.
- Galinsky, K. (1996) *Augustan Culture: An Interpretive Introduction*, Princeton: Princeton Univ. Press.
- (2012) *Augustus: Introduction to the Life of an Emperor*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Galinsky, K. (ed.), (2005) *The Cambridge Companion to the Age of Augustus* (Cambridge Companions to the Ancient World), Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Gardner, J. (1991) *Women in Roman Law and Society*, Bloomington: Indiana Univ. Press.
- (1998) *Family and Familia in Roman Law and Life*, New York: Clarendon Press.
- Goldsworthy, A. (2014) *Augustus: First Emperor of Rome*, New Haven: Yale Univ. Press.
- Griffin, M. (2013) *Seneca on Society: A Guide to De Beneficiis*, Oxford: Oxford Univ. Press.
- Grubbs, J. (2002) *Women and the Law in the Roman Empire. A Sourcebook on Marriage, Divorce and Widowhood*, London: Routledge.
- Gruen, E. (2005) Augustus and the Making of Principatus, in *The Cambridge Companion to the Age of Augustus*, Galinsky, K. (ed.), 33-51.

- Harris, J. (2007) *Law and Crime in the Roman World*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Hillner, J. (2015) *Prison, Punishment and Penance in Late Antiquity*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Johnston, D. (ed.) (2015) *The Cambridge Companion to Roman Law*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Kaser, M. und Knütel, R. (2014) *Römisches Privatrecht* (20. überarbeitete und erweiterte Auflage), München: C. H. Beck.
- Kearsley, R. (2009) Octavian and Augury: The Years 30-27 B. C., *The Classical Quarterly* 59, 147-66.
- Kelly, G. (1999) *A History of Exile in the Roman Republic*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Kertzer, D. and Saller, R. (eds.) (1991) *The Family in Italy from Antiquity to the Present*, New Haven: Yale Univ. Press.
- Kienast, D. (2009) *Augustus: Prinseps und Monarch* (4.auf.), Darmstadt : Wissenschaftliche Buchgesellschaft.
- Linderski, J. (1993) Mommsen and Syme: Law and Power in the Principate of Augustus, in *Between Republic and Empire*, Raaflaub, K and Toher, K. (eds.), 42-53.
- Lindsay, H. (2009) *Adoption in the Roman World*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Lintott, A. (2015) Crime and Punishment, in *The Cambridge Companion to Roman Law*, Johnston, D.(ed.), 301-31.
- McGinn, T. (2003) *Prostitution, Sexuality, and the Law in Ancient Rome*, Oxford: Oxford univ. press.
- Mette-dittmann, A. (1991) *Die Ehegesetze Des Augustus: Eine Untersuchung Im Rahmen Der Gesellschaftspolitik Des Princeps*, Stuttgart: Franz Steiner Verlag Wiesbaden GmbH.
- Mommsen, Th. (1883) *Res Gestae Divi Augusti ex Monumentis Ancyrano et Apolloniensi* (2.auf.), Wiedmann: Berlin.
- (1887-8) *Römisches Staatsrecht*, Leipzig: S. Hirzel , Bde. I-II (3. aufl.) 1887. Bde. III 1887-8.
- (1899) *Römisches Strafrecht*, Leipzig: Duncker & Humblot.
- Pettinger, A. (2012) *The Republic in Danger: Drusus Libo and the Succession of Tiberius*, Oxford: Oxford Univ. Press.

- Powell, L. (2015) *Marcus Agrippa: Right-hand Man of Caesar Augustus*, South Yorkshire: Pen & Sword.
- Raaflaub, K. and Toher, K. (eds.), (1993) *Between Republic and Empire: Interpretations of Augustus and His Principate*, Berkley: Univ. of California Press.
- Ramsay, W. und Premerstein, A. v. (Hrsg.) (1927) *Monumentum Antiochenum. Die neuegefundene Aufzeichnung der Res gestae divi Augusti in pisidischen Antiochia*, Klio Beiheft XIX, Leipzig.
- Reinhold, M. and Swan, P. (1990) Cassius Dio's Assessment of Augustus, in *Between Republic and Empire*, Raaflaub, K. and Toher, K. (eds.), 155-73.
- Rizzelli, G. (1997) *Lex Iulia de adulteriis. Studi sulla disciplina di adulterium, lenocinium, stuprum*, Lecce: Edizioni Grifo.
- Richardson, J. (2003) Imperium Romanum between Republic and Empire, in *The Representation and Perception of Roman Imperial Power*, Lukas de Blois et al. (eds), Amsterdam: J. C. Gieben, 137-47.
- Robinson, O. (1995) *The Criminal Law of Ancient Rome*, Baltimore: The Johns Hopkins Univ. Press. ; (2012) *Penal Practice and Penal Policy in Ancient Rome*, London: Routledge.
- Roselaar, S. (2012) Roman State Prisoners in Latin and Italian Cities, *Classical Quarterly* 62-1, 189-99.
- Saller, R. (1994) *Patriarchy, Property and Death in the Roman Family*, Cambridge: Cambridge Univ. Press.
- Sanderson, B. and Keegan, P. (2011) Crowning Marsyas: the symbolism involved in the exile of Julia, *Studia Humaniora Tartuensia* 12.A.2: <http://sht.ut.ee/index.php/sht/index> (1/1/2016).
- Scheid, J. (1975) Scribonia Caesaris et les Julio-Claudiens. Problèmes de vocabulaire de parenté, *Mélanges de l'école française de Rome* 87, 349-75.
- (2007) *Res Gestae Divi Augusti: Hauts Faits Du Divin Auguste*, Paris: Les Belles Lettres.
- (2007-8) Religion, institutions et société de la Rome antique, *Annuaire du Collège de France* 108, 625-40.
- (2010) Wilhelm Weber et les Res Gestae Divi Augusti. La postérité d' un livre complexe, *Anabases* 11, 107-21.

- Schulz, F. (1951) *Classical Roman Law*, Oxford: Clarendon Press.
- Severy, B. (2011) *Augustus and the Family at the Birth of Roman Empire*, London: Routledge.
- Southern, P. (2013) *Augustus (Roman Imperial Biographies)*, London: Routledge.
- Stevenson, T. (2013) The Succession Planning of Augustus, *Antichthon* 47, 118-39.
- Swan, P. (2004) *The Augustan Succession: An Historical Commentary on Cassius Dio's Roman History Books 55-56 (9 B.C.-A.D. 14)*, Oxford: Oxford Univ. Press.
- Syme, R. (1939) *Roman Revolution*, Oxford: Oxford Univ. Press.
- Wardle, D. (2015) Suetonius: Life of Augustus, Oxford: Oxford Univ. Press.
- Williams, G. (2006) States of Exile, States of Mind: Paradox and Reversal in Seneca's *Consolatio ad Helviam matrem*, in *Seeing Seneca Whole: Perspectives on Philosophy, Poetry And Politics*, Williams, G. and Volk, K. (eds.), Leiden: Brill., 147-73.
- Wood, S. (1999) *Imperial Women. A Study in Public Images*, 40 B. C. – A. D. 68., Leiden: Brill.
- Zimmermann, R.(2015) Roman Law in the Modern World, in *The Cambridge Companion to Roman Law*, Jonston, D.(ed.), 252-80.